

篠山市国民保護計画

平成25年3月

篠山市国民保護協議会

目次

第1編 総論	1
第1章 篠山市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市保護計画の位置づけ	1
(1) 市の責務	1
(2) 市保護計画の位置づけ	1
(3) 市保護計画に定める事項	1
2 計画の対象	1
3 市保護計画の構成	2
4 市保護計画の見直し、変更手続	2
(1) 市保護計画の見直し	2
(2) 市保護計画の変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
(1) 基本的人権の尊重	3
(2) 市民の権利利益の迅速な救済	3
(3) 市民に対する情報提供	3
(4) 関係機関相互の連携協力の確保	3
(5) 市民の協力	3
(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
(7) 指定公共機関等の自主性の尊重	3
(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
国民保護措置の全体の仕組み	5
篠山市	5
兵庫県	6
自衛隊	6
指定地方行政機関	7
指定公共機関等	8
関係機関の連絡先	9
第4章 市の地理的、社会的特徴	10
(1) 地勢	10
(2) 地形	10
(3) 気候	11
(4) 人口・世帯数	11
(5) 建造物	12

(6) 教育・社会福祉施設	12
(7) 道路・橋梁・鉄道	12
(8) 土地利用	12
第5章 市保護計画が対象とする事態	13
1 武力攻撃事態	13
2 緊急処理事態	13
(1) 攻撃対象施設等による分類	13
(2) 攻撃手段による分類	13
第2編 平素からの備えや予防	14
第1章 組織・体制の整備等	14
第1 市における組織・体制の整備	14
1 市職員の参集基準等	14
(1) 職員の迅速な参集体制の整備	14
(2) 24時間即応体制の確立	14
(3) 市の体制及び職員の参集基準等	14
(4) 幹部職員等への連絡手段の確保	15
(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応	15
(6) 職員の服務基準	15
(7) 交代要員等の確保	15
2 消防機関の体制	16
(1) 消防本部及び消防署における体制	16
(2) 消防団の充実・活性化の推進等	16
3 市民の権利利益の救済に係る手続等	16
(1) 市民の権利利益の迅速な救済	16
(2) 市民の権利利益に関する文書の保存	17
第2 関係機関との連携体制の整備	17
1 基本的考え方	17
(1) 防災のための連携体制の活用	17
(2) 関係機関の計画との整合性の確保	17
(3) 関係機関相互の意思疎通	17
2 県との連携	17
(1) 県の連絡先の把握等	17
(2) 県との情報共有	18
(3) 市保護計画の県への協議	18
(4) 県警察との連携	18
3 近接市町との連携	18
(1) 近接市町との連携	18

(2) 消防機関の連携体制の整備	18
4 指定公共機関等との連携	19
(1) 指定公共機関等の連絡先の把握	19
(2) 医療機関との連携	19
(3) 関係機関との協定の締結等	19
5 ボランティア団体等に対する支援	20
(1) 自主防災組織等に対する支援	20
(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援	20
第3 通信の確保	20
(1) 非常通信体制の整備	20
(2) 非常通信体制の確保	20
(3) 情報通信機器等の活用	21
第4 情報収集・提供等の体制整備	21
1 基本的考え方	21
(1) 情報収集・提供のための体制の整備	21
(2) 体制の整備に当たっての留意事項	21
(3) 情報の共有	22
2 警報等の伝達に必要な準備	22
(1) 警報の伝達体制の整備	22
(2) 防災行政無線の整備	22
(3) 情報通信機器等の活用	22
(4) 県警察との連携	22
(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知	23
(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備	23
(7) 民間事業者からの協力の確保	23
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
(1) 安否情報の種類及び報告様式	23
(2) 安否情報収集のための体制整備	26
(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	26
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	26
(1) 情報収集・連絡体制の整備	26
(2) 担当者の育成	27
第5 研修及び訓練	27
1 研修	27
(1) 研修機関における研修の活用	28
(2) 職員等の研修機会の確保	28
(3) 外部有識者等による研修	28
2 訓練	28
(1) 市における訓練の実施	28

(2) 訓練の形態及び項目	28
(3) 訓練に当たっての留意事項	28
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1 避難に関する基本的事項	30
(1) 基礎的資料の収集	30
(2) 隣接する市町との連携の確保	30
(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮	31
① 避難支援プランの活用	31
② 高齢者、障害者等の日常的把握	31
③ 情報伝達方法の整備	31
④ 緊急通報システムの整備	31
⑤ 運送手段の確保等	31
(4) 民間事業者からの協力の確保	31
(5) 学校や事業所との連携	31
2 避難実施要領のパターンの作成	31
3 救援に関する基本的事項	32
(1) 救援の活動内容	32
(2) 基礎的資料の準備等	32
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握	32
(2) 避難候補路の把握及び維持管理等	32
(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	33
5 一時集合場所の選定	33
6 避難施設の指定への協力	33
7 医療体制の整備	33
(1) 災害救急医療システムの充実	33
8 生活関連等施設の把握等	33
(1) 生活関連等施設の把握等	33
(2) 市が管理する公共施設等における警戒	34
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	35
1 市における備蓄	35
(1) 防災のための備蓄との関係	35
(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	35
(3) 県との連携	35
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
(1) 施設及び設備の整備及び点検	35
(2) ライフライン施設の機能の確保	35

(3) 復旧のための各種資料等の整備等	36
第4章 国民保護に関する啓発	37
1 国民保護措置に関する啓発	37
(1) 啓発の方法	37
(2) 防災に関する啓発との連携	37
(3) 学校における啓発	37
2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	37
第3編 武力攻撃事態等への対処	38
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
1 危機管理対策本部等の設置	38
(1) 危機管理対策本部	38
① 設置基準	38
② 組織構成	38
③ 対処の内容	38
(2) 危機管理連絡会議	39
① 設置基準	39
② 組織構成	39
③ 対処の内容	39
2 市対策本部との調整	39
(1) 市対策本部設置前の調整	39
(2) 市対策本部設置後の調整	40
第2章 市対策本部の設置等	42
1 市対策本部の設置	42
(1) 市対策本部の設置の手順	42
① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知	42
② 市長による市対策本部の設置	42
③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集	42
④ 市対策本部の開設	42
⑤ 交代要員等の確保	42
⑥ 本部の代替機能の確保	42
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等	43
(3) 市対策本部の組織構成及び機能	43
(4) 市対策本部における広報等	44
① 広報責任者の設置	44
② 広報手段	44
③ 留意事項	44

④	その他関係する報道機関	44
(5)	市現地対策本部の設置	45
(6)	現地調整所の設置	45
(7)	市対策本部長の権限	45
①	市の区域内の国民保護措置に関する総合調整	45
②	県対策本部長に対する総合調整の要請	46
③	情報の提供の要求	46
④	国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の要求	46
⑤	市教育委員会に対する措置の実施の要求	46
(8)	市対策本部の廃止	46
2	通信の確保	46
(1)	情報通信手段の確保	46
(2)	情報通信手段の機能確認	46
(3)	通信輻輳により生じる混信等の対策	47
(4)	情報通信機器等の運用	47
①	フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）	47
②	兵庫衛星通信ネットワーク	47
第3章 関係機関相互の連携		48
1	国・県の対策本部との連携	48
(1)	国・県の対策本部との連携	48
(2)	国・県の現地対策本部との連携	48
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等	48
(1)	知事等への措置要請	48
(2)	知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	48
3	指定公共機関等、その他関係機関への措置要請等	48
(1)	指定公共機関等への措置要請	48
①	日本赤十字社	49
②	運送事業者	49
③	医療事業者	49
(2)	関係機関に対する協力要請	49
4	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	49
5	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	49
(1)	他の市町村長等への応援の要求	49
(2)	県への応援の要求	50
(3)	事務の一部の委託	50
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	50
(1)	県職員の派遣要請	50
(2)	指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等	50

① 職員の派遣要請	50
② 職員派遣のあっせんの求め	50
(3) 他の市町職員の派遣要請等	50
7 市の行う応援等	51
(1) 他の市町村に対して行う応援等	51
(2) 指定公共機関等に対して行う応援等	51
8 ボランティア団体等に対する支援等	51
(1) 自主防災組織等に対する支援	51
(2) ボランティアの安全の確保	51
(3) ボランティア活動への支援	51
(4) ボランティア受入窓口の設置	51
(5) 民間からの救援物資の受入れ	52
9 市民への協力要請	52
第4章 警報及び避難の指示等	53
第1 警報の伝達等	53
1 警報の内容の伝達等	53
(1) 警報の内容の伝達	53
(2) 警報の内容の通知	53
2 警報の内容の伝達方法	54
3 緊急通報の伝達及び通知	55
第2 避難住民の誘導等	55
1 避難の指示の通知・伝達	55
2 避難実施要領の策定	56
(1) 避難実施要領の策定	56
(2) 避難実施要領の策定における考慮事項	57
(3) 避難実施要領の内容の伝達等	58
3 避難住民の誘導	59
(1) 市長による避難住民の誘導	59
(2) 消防機関の活動	59
(3) 避難誘導を行う関係機関との連携	60
(4) 自主防災組織等に対する協力の要請	60
(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供	60
(6) 高齢者、障害者等への配慮	60
(7) 残留者等への対応	60
(8) 避難所等における安全確保等	61
(9) 動物の保護等に関する配慮	61
(10) 通行禁止措置の周知	61
(11) 県に対する要請等	61

(12) 避難住民の運送の求め等	61
(13) 避難住民の復帰のための措置	61
4 事態の類型に応じた留意事項	62
弾道ミサイル攻撃の場合	62
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	62
着上陸侵攻の場合	63
第5章 救援	64
1 救援の実施	64
(1) 知事による事務委任	64
(2) 救援の実施及び補助	64
2 関係機関との連携	65
(1) 県への要請等	65
(2) 他の市町との連携	65
(3) 日本赤十字社との連携	65
(4) 緊急物資の運送の求め	65
3 救援の内容	65
(1) 救援の基準等	65
(2) 救援における県との連携	65
4 救援の実施方法	65
(1) 収容施設の供与	65
① 避難所	65
ア 避難所の開設	65
イ 避難所の運営	66
ウ 福祉避難所	66
エ 長期避難住宅	67
② 応急仮設住宅	67
ア 応急仮設住宅の設置及び供与の方法	67
イ 応急仮設住宅の構造	67
ウ 入居者の認定	67
エ 応急仮設住宅の管理	67
オ 生活環境の整備	67
(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	68
① 炊き出しその他による食品の給与方法	68
ア 炊き出しその他による食品の給与	68
イ 食品の供給要請等	68
ウ 主食の供給	68
エ 副食の供給	69
オ 輸送	69

② 飲料水の供給	69
ア 飲料水供給の方法	69
イ 水源及び給水量	69
ウ 給水応援	70
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	70
① 被服、寝具その他生活必需品給与又は貸与の方法	70
② 被服、寝具その他生活必需品の品目	71
(4) 医療の提供及び助産	71
① 救護所の設置	71
② 情報の収集及び提供	72
ア 情報の収集	72
イ 情報の提供	72
③ 救護班の派遣等	72
④ 救護班の活動	73
⑤ 災害拠点病院の活動	73
⑥ 医療マンパワーの確保	73
⑦ 患者等搬送体制	74
⑧ 医薬品の供給	74
⑨ 医療機関のライフラインの確保	75
⑩ NBC 攻撃の際に特に留意すべき事項	75
ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動	75
イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動	75
ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動	76
(5) 被災者の捜索及び救出	76
① 市及び消防機関	76
② 県	77
(6) 埋葬及び火葬	77
① 埋葬の方法	77
② 広域火葬の実施	77
(7) 電話その他の通信設備の提供	77
(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	77
(9) 学用品の給与	78
① 学用品の品目	78
② 学用品給与の方法	78
(10) 死体の捜索及び処理	78
① 死体の捜索	78
② 死体の処理	78
(11) 障害物の除去	78

第6章 安否情報の収集・提供	80
1 安否情報の収集	81
(1) 安否情報の収集	81
(2) 安否情報収集の協力要請	81
(3) 安否情報の整理	81
2 県に対する報告	81
3 安否情報の照会に対する回答	81
(1) 安否情報の照会の受付	81
(2) 安否情報の回答	82
(3) 個人の情報の保護への配慮	82
4 日本赤十字社に対する協力	82
 第7章 武力攻撃災害への対処	 83
第1 武力攻撃災害への対処	83
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	83
(1) 武力攻撃災害への対処	83
(2) 知事への措置要請	83
(3) 対処に当たる職員の安全の確保	83
2 武力攻撃災害の兆候の通報	83
(1) 市長への通報	83
(2) 知事への通知	83
第2 応急措置等	84
1 退避の指示	84
(1) 退避の指示	84
(2) 退避の指示に伴う措置等	85
(3) 安全の確保等	85
2 警戒区域の設定	85
(1) 警戒区域の設定	85
(2) 警戒区域の設定に伴う措置等	85
(3) 安全の確保	86
3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示	86
4 土地、建物の一時使用等	86
5 消防に関する措置等	86
(1) 市が行う措置	86
(2) 消防機関の活動	86
(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請	87
(4) 緊急消防援助隊等の応援要請	87
(5) 消防の応援の受入れ体制の確立	87
(6) 消防の相互応援に関する出動	87

(7) 医療機関との連携	87
(8) 安全の確保	87
第3 生活関連等施設における災害への対処等	88
1 生活関連等施設の安全確保	88
(1) 生活関連等施設の状況の把握	88
(2) 消防機関による支援	88
(3) 市が管理する施設の安全の確保	88
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	88
(1) 危険物質等に関する措置命令	88
(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告	89
第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	89
1 武力攻撃原子力災害への対処	89
(1) 地域防災計画（風水害等対策編第3部（災害応急対策計画））等に準じた措置の実施	89
(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	89
(3) 住民の避難誘導	90
(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	90
(5) 国への措置命令の要請等	90
(6) 安定ヨウ素剤の配布	90
(7) 職員の安全の確保	91
2 NBC攻撃による災害への対処	91
(1) 応急措置の実施	91
(2) 国の方針に基づく措置の実施	91
(3) 関係機関との連携	91
(4) 汚染原因に応じた対応	91
① 核攻撃等の場合	91
② 生物剤による攻撃の場合	92
③ 化学剤による攻撃の場合	92
(5) 市長の権限	92
(6) 要員の安全の確保	93
第8章 被災情報の収集・報告	94
被災情報の収集及び報告	94
第9章 保健衛生の確保その他の措置	95
1 保健衛生の確保	95
(1) 健康対策	95
(2) 感染症対策	95
(3) 食品衛生確保対策	95
(4) 飲料水衛生確保対策	95

(5) 栄養指導対策	96
2 廃棄物の処理	96
(1) 廃棄物処理の特例	96
(2) 廃棄物処理対策	96
3 文化財の保護	97
第10章 国民生活の安定に関する措置	98
1 生活関連物資等の価格安定	98
(1) 物価の高騰又は供給不足の防止	98
(2) 物価の高騰又は供給不足への対処	98
① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置	98
② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置	98
2 避難住民等の生活安定等	99
(1) 被災児童生徒等に対する教育	99
(2) 公的徴収金の減免等	99
3 生活基盤等の確保	99
(1) 水の安定的な供給	99
(2) 公共的施設の適切な管理	99
第11章 特殊標章等の交付及び管理	100
(1) 特殊標章等	100
ア 特殊標章	100
イ 身分証明書	100
ウ 識別対象	100
(2) 特殊標章等の交付及び管理	100
① 市長	101
② 消防長	101
③ 水防管理者	101
(3) 特殊標章等に係る普及啓発	101
第4編 復旧等	102
第1章 応急の復旧	102
1 基本的考え方	102
(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等	102
(2) 通信機器の応急の復旧	102
(3) 県に対する支援要請	102
2 公共的施設の応急の復旧	102

第2章 武力攻撃災害の復旧	103
(1) 国における所要の法制の整備等	103
(2) 市における当面の復旧	103
(3) 市が管理する施設及び設備の復旧	103
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	104
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	104
(1) 国に対する負担金の請求方法	104
(2) 関係書類の保管	104
2 損失補償及び損害補償	104
(1) 損失補償	104
(2) 損害補償	104
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	104
第5編 緊急対処事態への対処	105
1 緊急対処事態	105
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	105
国民保護に関する用語集	106

第1編 総論

第1章 篠山市の責務、計画の位置づけ、構成等

篠山市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市保護計画の位置づけ

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより武力攻撃の発生を未然に防ぐ国、県、市および市民の不断の努力が何よりも重要である。そのため、別途、市として武力攻撃事態に至らしめないため、可能な限りの日常的平和施策の展開や国、県等への働きかけを行うこととする。

しかし、平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生した場合は、市は、市民の生命、身体及び財産を守る必要があり、市民の自由と権利を尊重しつつ有事における市民の安全と安心を確立するため、市保護計画を作成する。

(3) 市保護計画に定める事項

市保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の対象

市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて避難してきた全ての人（外国人を含む）及び市の区域内において活動を行う全ての法人その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

3 市保護計画の構成

市保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

4 市保護計画の見直し、変更手続

(1) 市保護計画の見直し

市保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市保護計画の変更手続

市保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関等の自主性の尊重

市は、指定公共機関等の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

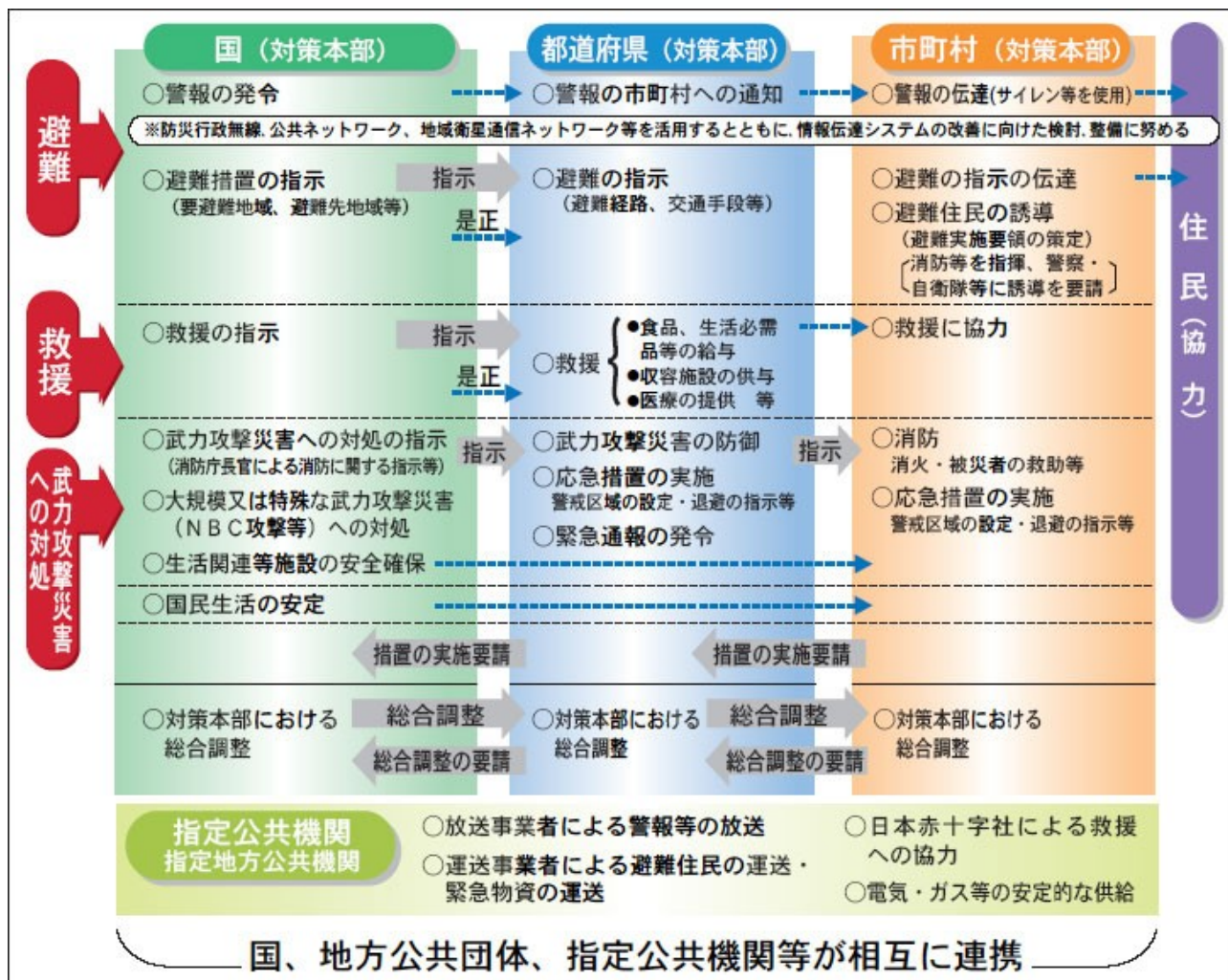
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先について示す。

【国民保護措置の全体の仕組み】



【篠山市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
篠山市	1 市保護計画の作成
	2 市国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施

6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【兵庫県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
兵庫県	1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民の避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[陸上自衛隊] 中部方面隊 [海上自衛隊] 呉地方隊・舞鶴地方隊 [航空自衛隊] 中部航空方面隊	1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に関する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続き
近畿厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
近畿農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整

	2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸海洋気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部・ 第八管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の 武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情 報収集

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	（指定公共機関）日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) （指定地方公共機関）(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）(株)ダイヤモンドフェリー、関西汽船(株)、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株) （指定地方公共機関）明石淡路フェリー(株)、(株)淡路ジェノバライン、高速いえしま(株)、ジャンボフェリー(株)、沼島汽船(株)、坊勢汽船(株)、 ② バス事業者 （指定公共機関）西日本 JR バス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神電気鉄道(株) （指定地方公共機関）淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽電気鉄道(株)、六甲摩耶鉄道(株) ③ 航空事業者 （指定公共機関）エアニッポン(株)、(株)ジャルエクスプレス、(株)日本航空インターナショナル、スカイマーク(株)、全日本空輸(株) （指定地方公共機関）日本エアコミューター(株) ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄(株)、

	(財) 神戸市都市整備公社、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、能勢電鉄(株)、北条鉄道(株)、北神急行電鉄(株)、三木鉄道(株)、六甲摩耶鉄道(株)
	⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運(株)
	⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関) (社) 兵庫県トラック協会
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い (指定公共機関) 西日本電信電話(株)、NTT コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、(株)NTT ドコモ関西、ソフトバンクモバイル(株)
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力(株)、電源開発(株)
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給 (指定公共機関) 大阪ガス(株) (指定地方公共機関) (社) 兵庫県エルピーガス協会
郵便事業(株)	1 郵便の確保
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保 (指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (社) 兵庫県医師会
[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理 (指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有開発(株)
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

○ 関係機関の連絡先

関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）、関係県機関（県警察含む）、関係市町機関（県内及び市に隣接する市町、相互応援協定締結市町等）、その他の機関の連絡先については、資料編に掲載する。

なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時情報の更新を行うよう留意する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地勢

篠山市は兵庫県の中東部に位置し、市域は東西約 30km、南北約 20km、総面積 377.61k m²である。北部には山岳を中心とする多紀連山山地が、南部には深山山地が走り、この両山地に囲まれて篠山盆地が開けている。この盆地は標高約 200mで、その中央を篠山川の清流が東から西へと流れ北へ由良川、南へ武庫川が流れている。

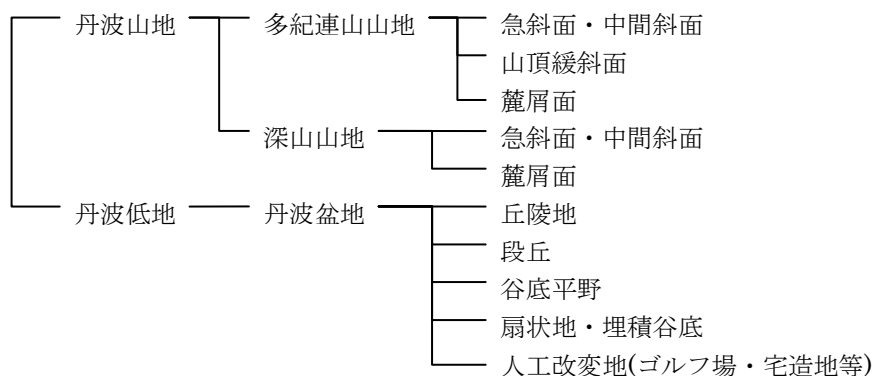
(2) 地形

市内の河川は加古川水系、由良川水系、武庫川水系であり、篠山川はその加古川水系の一大支流である。また、北部は由良川水系、南部は武庫川水系となり、流域に谷底平野を発達させている。

さらに、篠山市には県営事業により造成された農業用ダムが5箇所(藤岡ダム、鏝市ダム、八幡谷ダム、佐仲ダム、黒石ダム)あり、農地の灌がい用水源として大切な役割を果たしているほか、国営事業による川代ダムが建設されている。

市の地形は、大きくは丹波山地(高地)と丹波低地(篠山盆地)の2つに分けられる。丹波山地は主要な断層線や起伏等から大小いくつかの地塊(断層)山地に分けられ、丹波低地は丘陵地や段丘面、谷底平野等に区分できる。

■ 篠山市の主な地形



・多紀連山山地

篠山市の北縁には、丹波市柏原町向山から約 30 kmにわたる標高 600~800m級の山々が線状に続き、多紀アルプスとも呼ばれている。

・深山山地

深山山地は篠山市の南側に連なる山地で、標高 300～800m級の山々となっている。とくに東部では700m以上の山々がそびえ、その北側斜面は白髪岳断層崖と称される急斜面となり、ほぼ直線上に東西に連なっている。

・麓屑面

麓屑面^{ろくせつめん}とは、山地斜面の下方に発達している主として岩屑の堆積物より成る緩斜面で、篠山市にはこの分布が著しく、全域にわたって散在している。

・篠山盆地

篠山盆地は北側を多紀連山山地、南側を深山山地に囲まれた東西に長くのびる盆地であり、その中を篠山川が西流している。盆地の大きさは、東西約 12 km、南北約4kmである。

盆地底には、篠山層群よりなる小丘陵が散在している。また、盆地底は地形的には、西方では段丘化しているが、東部では篠山川の沖積地となっている。高度は 200～230mぐらいである。

西部では低位段丘が広く発達し、その背後には扇状地が、そしてさらにその背後には麓屑面が見られる。東部は篠山川と初井川の谷底平野が続き、その周辺には丘陵地や扇状地、麓屑面がみられる。また、一部には低位段丘がみられる。

(3) 気候

篠山市は四方を山に囲まれた盆地であるため、冬期は日本海から寒波の影響も加わり、寒気は比較的きびしく、夏期は概して内陸的気候といえる。昼夜の温度差は大きい。

年間降水量はおよそ 1,400～1,500 mmで、6月～9月に多いいわば梅雨・台風型の降水パターンとなっている。冬期の降水量はかなり少なく、乾燥した冬である。

また、降雪量は近年少なくなっているが、山間地の後川では平成7年の観測値で 12 月 27 日に最大値 70 cmを記録し、時に大雪もみられる。同じく後川の平成7年の観測記録によると、1月～3月及び 12 月の4ヵ月間で、積雪日数は 29 日間みられるが、そのうち 10 cm未満が 19 日と半数を上回る。

この他の気象的特徴としては、秋から冬にかけて霧が多く発生し、50m先が見えない濃霧の時もしばしばあるほど霧が深いことで有名である。とくに篠山川の近くは濃霧が発生しやすい。

(4) 人口・世帯数

篠山市の人口・世帯数は、平成 22 年国勢調査によると 43,263 人、15,342 世帯である。

また、年齢構成を見ると 65 才以上の高齢者の占める割合は約 28 (H25.1) %で、高齢化率が高い。高齢者の中には、一人暮らし及び夫婦のみでともに 65 歳以上の高齢夫婦も多く、武力攻撃災害発生時には高齢者対策が重要となる。

さらに、障害者は高齢者と重複する人も多いと思われるが、障害者や高齢者、子どもなども含めたいわゆる災害時要援護者に対する各地区の避難支援や保護体制などの確立が大きな課題となる。

また、篠山市はデカンショ節や丹波焼のまちとして全国に広く知られ、昔ながらの家並みなど長い歴史の中で守り育てられた文化や自然を求めて、年間約 180 万人の観光客が訪れている。今後も交流都市の構築を目指している中で、観光客にとっても安全なまちづくりが課題である。

なお、平成 22 年国勢調査による夜間人口は、46,263 人、昼間人口は、40,719 人となっている。

(5) 建造物

篠山市の建築物（付属家等含む）は、平成 23 年現在約 40,000 棟あり、篠山地区にその半数が集
中し、丹南地区に 30%、西紀地区、今田地区にそれぞれ 10%ずつ立地している。また、木造建築
物の割合は 79%で、地区別での大差はない。建築物の密集する篠山城跡および篠山口駅周辺の
火災発生時には、被害が大きくなる可能性がある。

(6) 教育・社会福祉施設

篠山市内には、若年齢者教育施設として幼稚園 13、小学校 17、中学校 5、養護学校 1 が整備
されており、社会福祉施設として保育園 7、介護老人福祉施設 4、介護老人保健施設等 3、デイサ
ービス 8、障害者更生施設 12、児童発達支援施設 1、障害者グループホーム・ケアホーム 11、障
害者相談支援事業所 4、地域活動支援センター 5 が整備されている。

(7) 道路・橋梁・鉄道

篠山市の主要な交通網は、道路では高速道路の舞鶴若狭自動車道が市西部域を縦貫し丹南篠山口
I.C. が県道に接続している。一般道では国道 173 号、176 号及び 372 号をはじめとして、主要地方
道 8 路線、一般県道 27 路線、市道（1 級 53 路線、2 級 119 路線、その他 1,606 路線）、農道、林
道、里道及び私道からなっている。

主要な道路は、谷底平野などの低地部の浸水危険性がある地域を通り、河川に沿っているため橋
梁も多い。これまで台風や低気圧に伴う大雨で、しばしば橋梁が流されたりしている。また、山地
部を通る区間も多く、大雨時には土砂災害による閉鎖が発生する可能性がある。

また、鉄道は、JR 福知山線が国道 176 号に並行するように走り、市内には 5 つの駅を有してお
り、昭和 61 年に電化、篠山口駅以南が平成 9 年に複線化されている。

(8) 土地利用

篠山市は、古くから篠山城跡を中心とする篠山地区の人口集積が大きく、市街地もここを中心
に発展してきている。戦後、篠山城周辺に限られた中心市街地は、昭和 50 年代になると四方に拡大
し、低位段丘上の小山も削りとられ、宅地化されている。また JR 篠山口駅周辺には住宅開発が進
み、商業集積も進んでいる。

一方、市街地以外の各集落は、戦後道路沿いに小規模に分散立地していたが、昭和 50 年代にな
ると、各集落の集積も拡大するとともに、道路沿いに中心集落が拡大している。

第5章 市保護計画が対象とする事態

市保護計画においては、基本指針・県国民保護計画に想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とし、その特徴及び留意点を示す。

なお、市内における具体的な事態の想定や、市の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後も国、県からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら研究・検討していく。

1 武力攻撃事態

市保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針・県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

2 緊急対処事態

市保護計画においては、緊急対処事態として、基本指針・県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、職員の参集基準等について定める。

1 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
① 担当課体制	国民保護担当課職員が参集
② 危機管理連絡会議体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 危機管理対策本部体制	
④ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課での対応が必要な場合	市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合	②
		市の区域外で武力攻撃事態等の認定につながる事案が発生した場合	
	市内及び近郊市町で武力攻撃事態等の認定につながる事案が発生した場合		③
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合		③
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		④

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、危機管理対策本部及び市国民保護対策本部の本部長、副本部長及び本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【危機管理対策本部及び市国民保護対策本部の本部長、副本部長及び本部員の代替職員】

	名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長	市長	副市長	教育長
副本部長	副市長、教育長	市民生活部長	総務部長
本部員	消防長	警防課長	予防課長
	各部長	各次長・参事	各課長
	消防団長	副団長	—

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を

設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食品、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備などの確保 等

2 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

3 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を別に定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	市民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)

不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)

(2) 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第 2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関等その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市保護計画の県への協議

市は、県との市保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【防災協定締結自治体】

NO	防災協定名	締結自治体	締結日
1	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	丹波市	平成 18 年 4 月 1 日
2	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	猪名川町	平成 14 年 2 月 1 日
3	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	三田市	平成 13 年 4 月 12 日
4	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	県内全市町(29市12町)	平成 18 年 11 月 1 日

5	災害応急対策活動の相互応援に関する協定（義士協定）	北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市、兵庫県赤穂市(23市町)	平成8年4月1日
6	兵庫5カ国交流会議構成市町災害時相互応援に関する協定	猪名川町、播磨町、香美町、淡路市、篠山市(5市町)	平成11年6月1日
7	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	千葉県館山市	平成23年11月25日
8	災害時における相互応援に関する協定	秋田県大館市	平成23年12月21日
9	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	岐阜県郡上市	平成24年1月11日
10	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	愛媛県愛南町	平成24年1月17日
11	災害時相互応援協定	岐阜県高山市	平成24年2月3日
12	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	愛知県犬山市	平成24年2月17日
13	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	山形県鶴岡市	平成24年5月15日
14	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	高知県宿毛市	平成24年5月31日
15	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	山口県萩市	平成24年6月6日
16	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	福井県越前町、愛知県瀬戸市、愛知県常滑市、岡山県備前市	平成24年7月5日
17	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	福知山市	平成25年2月1日

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られる

よう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【資料：防災協定締結機関・団体】

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 情報通信機器等の活用

市は、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システムや兵庫衛星通信ネットワーク等を活用する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な

	調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際理解センター等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

【警報等を通知する機関】

資料編に記載

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 情報通信機器等の活用

市は、市民に対する情報伝達手段として防災行政無線のみならず、有線放送、オフトーク通信等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして多様な通信連絡手段の整備、充実に努める。

また、携帯電話のメール機能を利用したささやまデカンショ防災ネットを活用して市民への適切な情報伝達に努める。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） 様式第1号（安否情報省令1）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日 年 月 日	年 月 日
④ 男女の別 男 女	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍 日本 その他（ ）	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、① ⑦ ⑧ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民） 様式第2号（安否情報省令1）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日 年 月 日	年 月 日
④ 男女の別 男 女	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍 日本 その他（ ）	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

--



(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

篠山市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 篠山市 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置につ

いての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、住民に対し訓練への参加を要請する場合には、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、住民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト)
- 災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

① 避難支援プランの活用

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成予定の避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

② 高齢者、障害者等の日常的把握

市は、病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数の把握に努める。

また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障害者の状況を把握し、コミュニティファイル等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう体制づくりに努める。

③ 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対してインターネット等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

④ 緊急通報システムの整備

市は、高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、福祉担当部局と消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。

⑤ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が所有する車両のうち、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものをあらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観

光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得てできる限り自治会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動の内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【把握しておくべき輸送力・輸送施設に関する情報】

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ ヘリポート (ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など)

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日ごろから整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地についてその活用を図り航空輸送を確保する。

【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】

資料編に記載

5 一時集合場所の選定

市は、予め避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所（主要）を指定し、地域住民に周知する。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう設備等の整備に配慮する。

7 医療体制の整備

(1) 災害救急医療システムの充実

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

8 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

施行令	施設の種類	所管省庁名
27条1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省
27条2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省

施行令	施 設 の 種 類	所管省庁名	
27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ ／1日以上）	厚生労働省	
27条4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人／1日以上）	国土交通省	
27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
27条6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省	
27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
27条9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省	
27 条 10 号	28条1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条2号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条4号	高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
	28条5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	文部科学省、 経済産業省
	28条6号	核原料物質使用施設、製錬施設	文部科学省、 経済産業省
	28条7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	文部科学省
	28条8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、 農林水産省
	28条9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ポンペ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 （主務大臣）
	28条11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防

措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取り組みの成果を踏まえ、啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

- (1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。
- (2) 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。
- (3) 市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。
- (4) 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 危機管理対策本部等の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：市民生活部長）」をそれぞれ下記の基準により設置する。

なお、住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとし、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

(1) 危機管理対策本部

① 設置基準

ア 市内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生した場合

イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指定がないとき

ウ その他、市長が必要であると認める場合（近隣市町などにおいてアの事案が発生した場合など）

② 組織構成

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	消防長、各部長、消防団長

③ 対処の内容

- ア 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関等その他の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。
- イ 消防機関に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。
- ウ 現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助の応急措置を行う。
また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- エ 事態認定後においては、必要に応じて国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。
- オ 事案に伴い発生した災害の対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(2) 危機管理連絡会議

① 設置基準

- ア 武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき
- イ 市の区域外で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性がある事案が発生した場合
- ウ 市対策本部を廃止した場合で引続き全庁的な対応が必要であると認められるとき
- エ その他、総務部長が必要であると認める場合

② 組織構成

区分	職名
会長	市民生活部長
副会長	総務部長
構成員	消防長、各部長、消防団長

③ 対処の内容

情報の収集、警戒等について全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設の警戒状況の確認等を行う。

2 市対策本部との調整

(1) 市対策本部設置前の調整

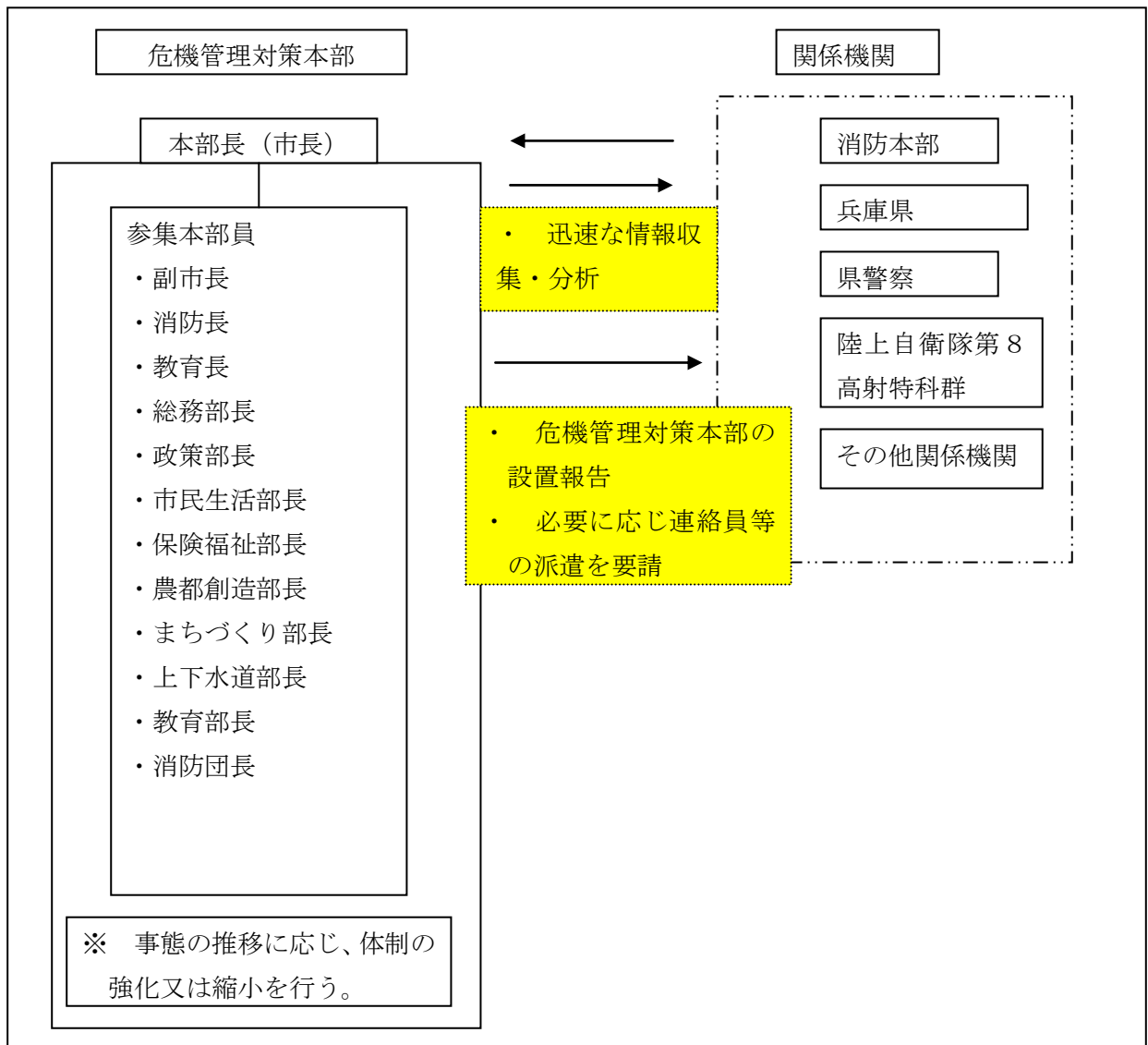
危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(2) 市対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除にかかる通知を受けた場合は、市長は、遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

【市危機管理対策本部の構成等】

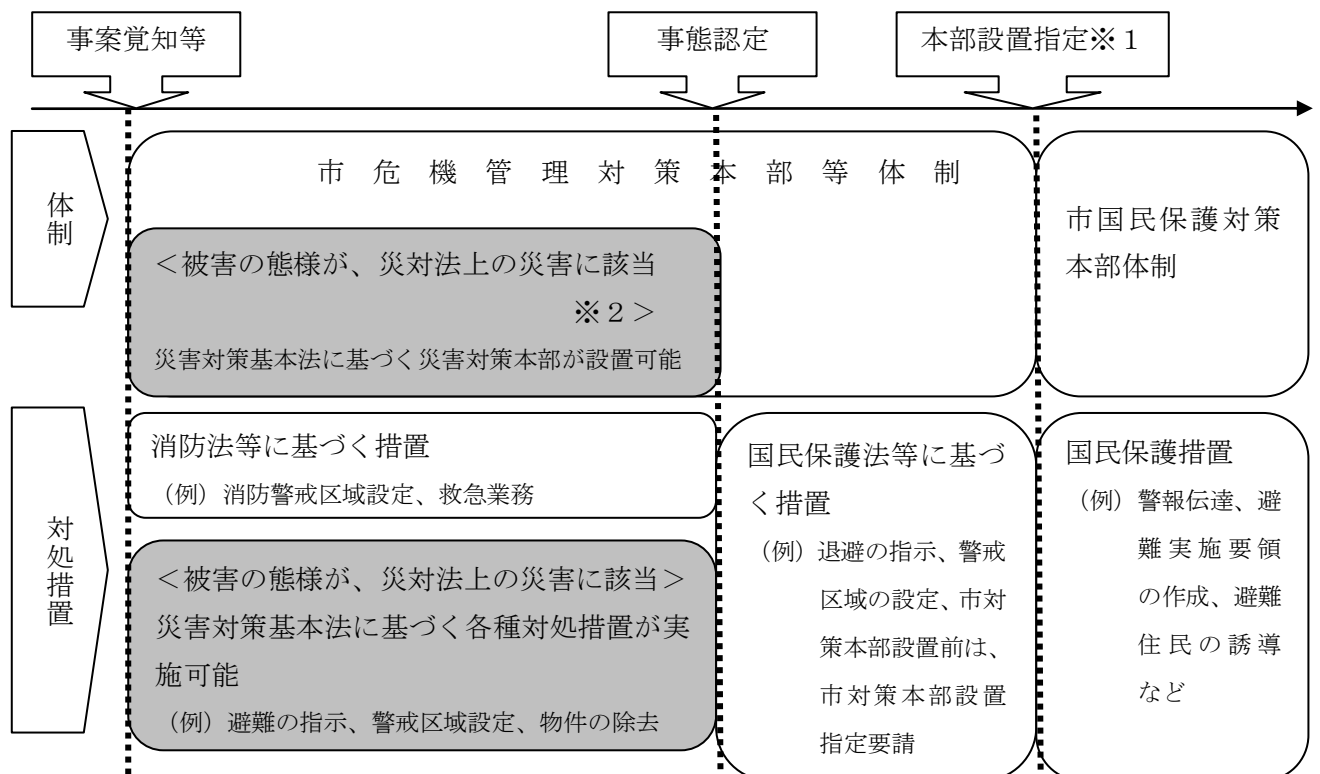


【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、

市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合が多いと考えられるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、連絡網等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎301会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会、県及び指定公共機関等に対して、市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設として西紀支所をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施することができる。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

市対策本部の組織構成及び機能

市民安全課	市対策本部、危機管理対策本部等の設置・運営
総務部 政策部 議会事務局 会計課	職員の動員・安全管理、車両管理 被災情報の収集、伝達 報道機関との連絡調整、住民への広報活動 関係機関との調整及び自衛隊、県、他市町村、指定公共機関等への措置要請 他市町村への事務委託 警報の通知、伝達 避難実施要領の作成 退避の指示、警戒区域の設定 特殊標章等の交付 応援物資の受入 通信施設の提供 公的徴収金の減免 など
市民生活部	避難住民の誘導 消防団との連絡調整 被災者の捜索 死体の捜索 埋葬及び火葬 安否情報の収集、報告、提供 応急物資の運送 廃棄物の処理 など
保健福祉部	高齢者、障害者等の避難 ボランティア受け入れ など 医療の提供及び助産 健康、感染症、食品衛生確保、栄養指導、心のケア 赤十字標章使用許可申請の取りまとめ など
農都創造部	応急救助用食品の確保、供給 衣服、寝具、その他生活必需品の提供 生活関連物資の価格安定 農地、農業用施設、山林等の被害状況調査及び応急対策 など

まちづくり部	緊急輸送路の確保 収容施設の供与、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 障害物の除去 道路、河川、市営住宅等の被害状況調査及び応急対策 など
上下水道部	飲料水の供給 医療水の確保 水道施設の被害状況調査及び応急対策 など
教育委員会 行政委員会	乳幼児、保育園児、児童・生徒の避難 避難所設営及び運営 炊き出し等による食品の提供 文化財の保護 など
消防本部 消防団	消防に関する措置 生活関連等施設における災害への対処、安全確保 など
各支所	各部の分掌事務の補助 市民との連絡、相談業務 など

※ 各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うこととする。

※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時、適切な情報の提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

※【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において市民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、ささやまデカンショ防災ネット、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧を資料編に掲載】

(5) 市現地対策本部の設置

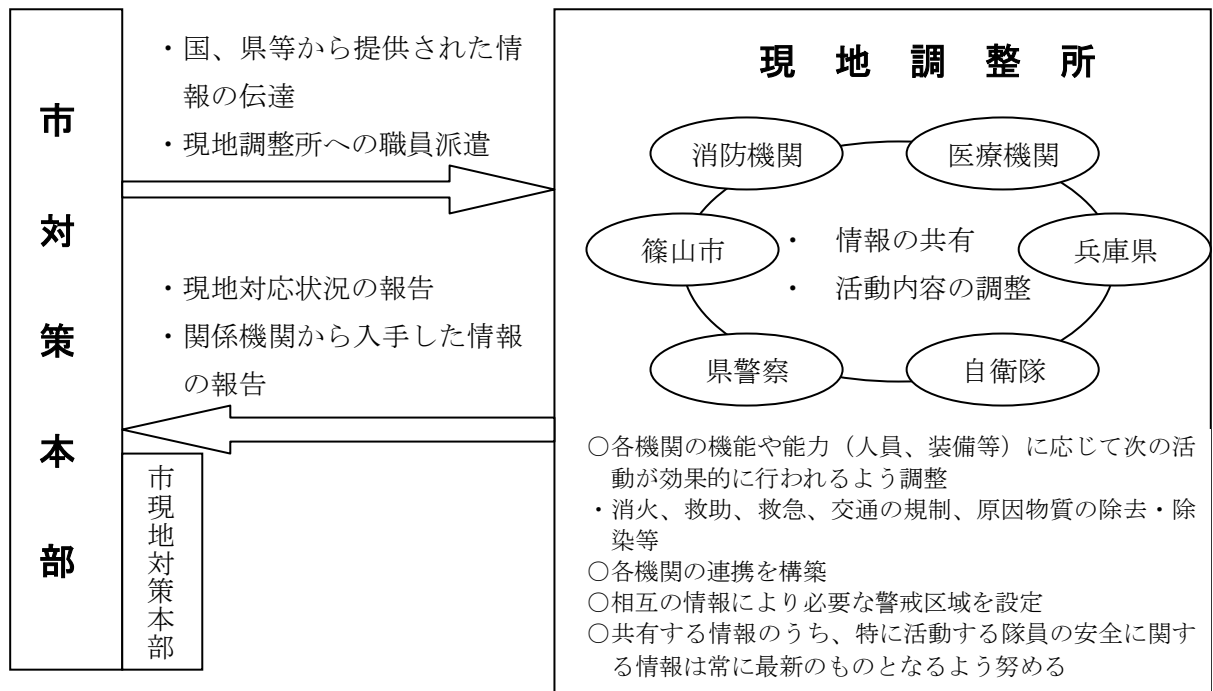
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成例】



(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関等が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関等が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の要求

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の要求

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の要求

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該要求の趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 情報通信機器等の運用

① フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

市は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムの的確な運用を図る。

② 兵庫衛星通信ネットワーク

被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

③全国瞬時警報システム（J-ALERT）

「全国瞬時警報システム」により、市民に対して迅速に情報の通知、伝達を行う。

④緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した、緊急情報の双方向通信システムである、「緊急情報ネットワークシステム」（Em-Net）の安定使用を図り、国（内閣官房）からの国民保護関連情報を収集する。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関等その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 合同対策協議会の開催

市は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合、当協議会に参加し、国、県、他の市町、指定地方公共機関等と国民保護措置に関する情報を交換し、相互に協力するものとする。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関等、その他関係機関への措置要請等

(1) 指定公共機関等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関等に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この

場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

① 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重する。

② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関等に対し、避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分配慮する。

③ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関等に対し、医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分配慮する。

(2) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に協力を要請する。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は協議会委員たる隊員を通じて防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は、知事に対してできるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。

② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

5 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県職員の派遣要請

市長は、国民保護措置の実施のために必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

(2) 指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等

① 職員の派遣要請

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う。

ただし、人命救助等のため、特に緊急を要する場合については、直接要請を行う。

② 職員派遣のあっせんの求め

市長は、①の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかったり派遣について適任者がいないときに、知事に対し①の職員派遣についてあっせんを求める。

(3) 他の市町職員の派遣要請等

市長は、国民保護措置の実施のために必要があるときは、他の市町長に対し職員の派遣を要請する。

また、(2)－②の場合と同様に知事に対しあっせんを求める。

7 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関等に対して行う応援等

市は、指定公共機関等の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

(3) ボランティア活動への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

(4) ボランティア受入窓口の設置

市は、災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部など、ボランティアの受入窓口を設置する。この場合においては、市対策本部と相互に緊密な連携を取れるよう努める。

(5) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

9 市民への協力要請

市は、次に掲げる国民保護措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、市は、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された市民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は、自発的な意思に委ねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

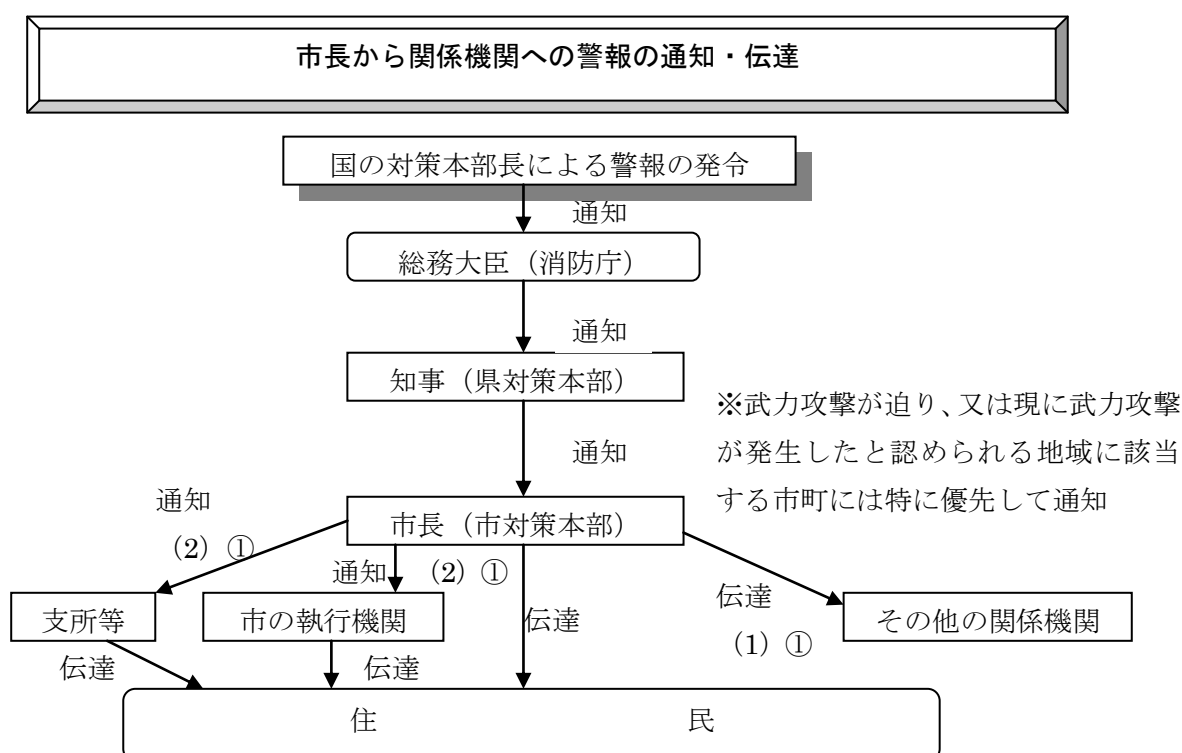
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、伝達手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/>）に警報の内容を掲載する。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

ア この場合においては、原則として、同報系防災行政無線、有線放送、オフトーク通信で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線等による伝達以外の方法も活用する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線、ささやまデカンション防災ネットやホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

ウ 広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線等による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数のものが利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。

(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。

また防災・福祉部局との連携の下、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

① 聴覚障害者に対しては目に見える情報を、視覚障害者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。

② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育園等の児童や乳幼児が通学・通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。

③ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障害者等が居住する世帯、とりわ

け高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報を伝えるよう努める。

- ④ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信や多言語放送を行うコミュニティ FM や FM 放送の協力を得て、多言語で警報の内容を発言するほか、必要に応じて外国人団体及び NGO 等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。

- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

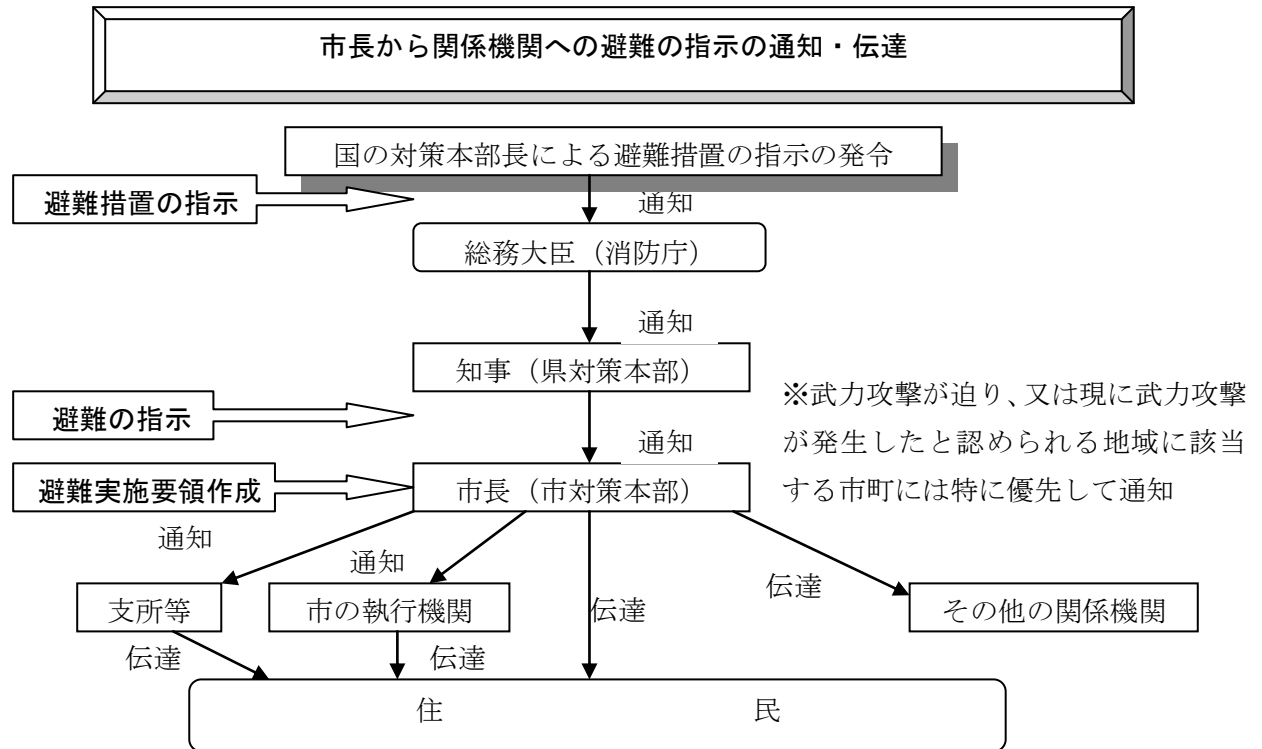
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の項目】

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時避難場所(地)等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会や近隣住民間での安否確認等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対処方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ食品・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるよう必要最低限の携行品、服装について記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

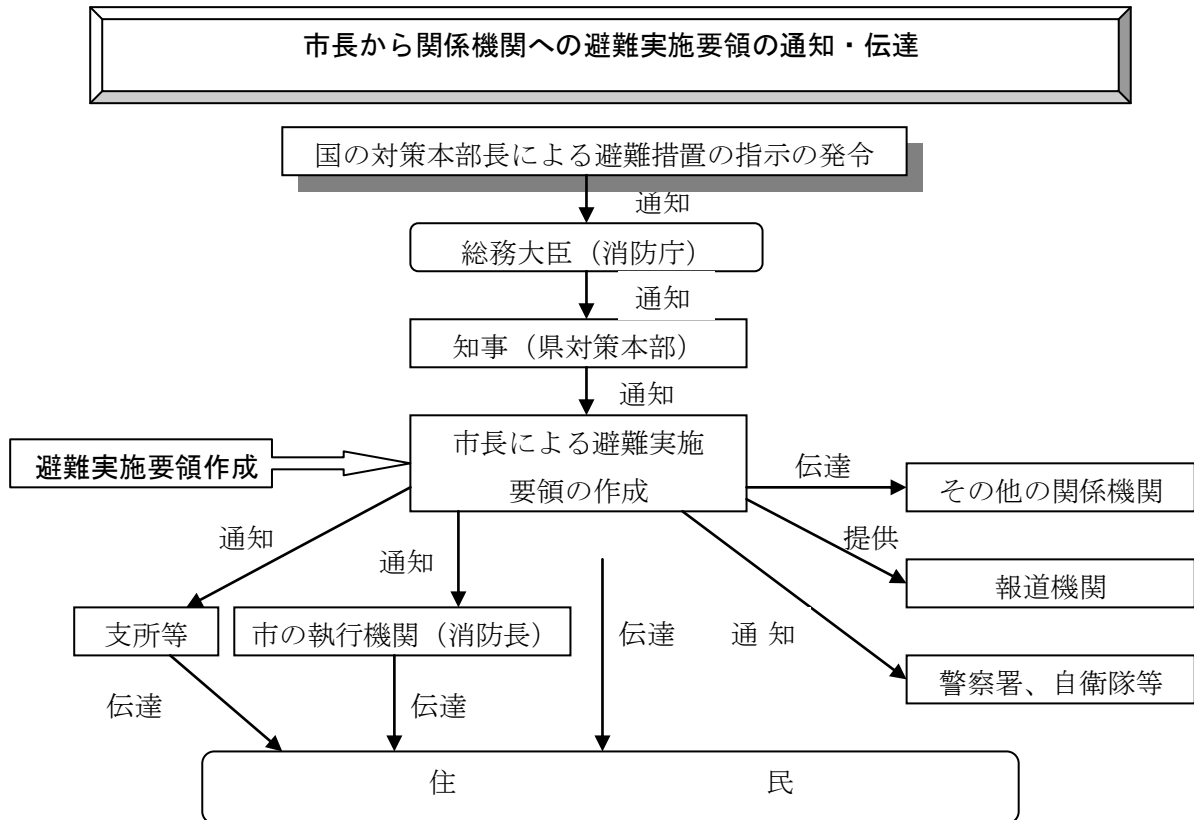
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の消防長、警察署長及び自衛隊兵庫地方協力本部長等に通知する。さらに管轄する県地方対策本部長 (丹波県民局長) にも併せて通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分配慮のうえ、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確

認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長はその旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

また、市が管理する老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育園、養護学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車イスや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者への避難の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食品、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことのないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

② 原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関等に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとされている。

③ 市長は、運送事業者である指定公共機関等が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

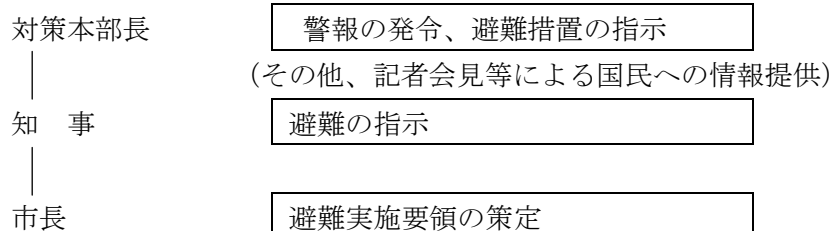
4 事態の類型に応じた留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民はできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設の屋内に避難することが基本である。
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 知事による事務委任

知事は、下記事項に該当するときは、原則としてその権限に属する救援の実施に関する事務を市長に委任することとされている。

- ① 市長が当該事務を行うことにより救援の迅速、的確化が図られること
- ② 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること

(2) 救援の実施及び補助

市長は、上記（1）により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。

また、市長は、当該実施をすることとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- ① 収容施設の給与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去

※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことを基本として、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 救援の実施方法

市長が行う基本的な実施方法について定める。

(1) 収容施設の供与

① 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受ける恐れのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

ア 避難所の開設

- ・ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するが、これら適当な建物を利用すること

が困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

- ・ 避難所の開設は、原則として市長が行うものとするが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設するものとする。
- ・ 市等が避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告するものとする。
- ・ 市は、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとし、県は、管理者の同意を得た上で避難所として位置付けることとされている。

イ 避難所の運営

- ・ 避難所の運営は、原則として市が行うものとする。
- ・ 市は、避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保するものとする。
- ・ 市は、避難所の維持、管理のため、避難所ごとに責任者（原則として市職員）を定め、学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営を図るものとする。
- ・ 市は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣のものの協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、避難元の都道府県又は市町村に対して協力を求めるものとする。
- ・ 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運營業務に従事できるものとし、この期間は7日以内を原則とする。

施設等開放区域の明示

避難誘導・避難者名簿の作成

情報連絡活動

食品・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

ボランティアの受け入れ

炊き出しへの協力

避難所運営組織づくりへの協力

重傷者への対応

- ・ 市は、市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保するものとする。
- ・ 市は、ボランティア活動について、受け入れ窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めるものとする。
- ・ 市は、高齢者、障害者等に対しては、障害者用トイレ、スロープ等の仮設等、個々の状況に応じた十分な配慮を行うものとする。
- ・ 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めるものとする。

ウ 福祉避難所

- ・ 市は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容するため、必要に応じて福祉避難所を設置するものとする。

- ・ 福祉避難所は、老人福祉センター等を利用して設置するが、これらの施設が不足する場合は、公的な宿泊施設又は旅館等を利用するものとする。

エ 長期避難住宅

- ・ 避難が長期にわたることが見込まれる場合には、県は、早急に長期避難住宅のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が避難所から長期避難住宅等に移ることができるよう配慮するものとされている。
- ・ 長期避難住宅の設置については、②の応急仮設住宅の規定を準用するものとする。

② 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して一時的な居住の安定を図る。

ア 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

- ・ 原則として県は、応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差が生じないよう広域的な調整を行い、応急仮設住宅を設置するものとされている。
また、市が設置する場合には、県の指導により規格等を定められたものをつくるようにする。
- ・ 市は、必要がある場合は、県に対して応急仮設住宅の建設のあっせんを要請する。
- ・ 市は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができる。

イ 応急仮設住宅の構造

- ・ 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障害者等への安全性及び利便性に配慮した構造とするものとする。
- ・ 高齢者、障害者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するものとする。
- ・ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図るものとする。

ウ 入居者の認定

入居者の認定は、市において行うものとする。この場合において高齢者、障害者等の優先入居に十分配慮するものとする。

エ 応急仮設住宅の管理

市において、通常の管理を行うものとする。

オ 生活環境の整備

県及び市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

① 炊き出しその他による食品の給与方法

避難住民又は、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできないものに対し、応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。

ア 炊き出しその他による食品の給与

- ・ 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所で行うが、適当な場所がないときは、所有者等の同意を得て飲食店又は旅館等を使用するものとする。
- ・ 食品の給与にあたっては、現に食し得る状態を給することとし、弁当によることもできる。また、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮するものとする。

イ 食品の供給要請等

市は、食品の供給が困難な場合、必要に応じ次の事項を示して県に供給あっせんを要請するものとする。

供給あっせんを必要とする理由

必要な品目及び数量

引渡しを受ける場所及び引受責任者

荷役作業者の派遣の必要の有無

その他参考となる事項

ウ 主食の供給

・ 米穀の供給

市は、武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、市内の食料保有者から食料の調達の実施により食料の円滑な確保に努めることとし、なお不足が生じる場合は、あらかじめ供給協定を締結する米穀卸売業者などから供給あっせんを行うよう県に対し、要請するものとする。また、必要に応じ、近畿農政局兵庫農政事務所と協議のうえ、政府米の直接売却を受け、又は供給あっせんを行うよう県に対し、要請するものとする。

・ 乾パンの供給

市は、武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、原則として緊急食料保有者からの調達の実施により乾パンの供給を実施することとし、なお不足が生じる場合は、近畿農政局兵庫農政事務所に対し、「災害時における乾パンの取扱い要領」（食糧庁通達）に基づく申請を行い、乾パンの売却を受け、市に引き渡すよう県に対し要請するものとする。

・ 弁当・おにぎりの供給

市は、武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、原則として緊急食料保有者からの調達により、弁当・おにぎりの供給を実施することとし、なお不足が生じる場合は、避難住民等に弁当・おにぎりを供給するため、学校給食センター、給食業者、その他弁当・おにぎりの製造が可能な業者による、弁当・おにぎりの供給あっせんを行うよう県に対し要請するものとする。

・ パン、育児用調整粉乳等の供給

市は、武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、原則として緊急食料保有者等

からの調達によりパン、育児用調整粉乳の供給を実施することとし、なお不足が生じる場合は、あらかじめ供給協定を締結する製造業者などから供給あつせんを行うよう県に対し要請するものとする。

エ 副食の供給

市は、武力攻撃事態等の状況により必要と認める場合は、原則として食料製造・販売業者からの調達により副食の供給を実施することとし、なお不足が生じる場合は、あらかじめ供給協定を締結する製造業者などから供給あつせんを行うよう県に対し要請するものとする。

オ 輸送

- ・ 市は、あらかじめ運送事業者に対して、県警察から「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、運送事業者から県警察に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けさせる。また、市は、武力攻撃災害発生時には、これらの運送事業者に市の指定場所までの搬送を依頼する。
- ・ 県は、輸送に当たっては、地域防災計画で定める緊急輸送路を活用するものとされている。
- ・ 県は、あらかじめ輸送協定を締結する運送事業者に対して、県警察から「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の発行を効率的に受けさせるため、運送事業者から県警察に「緊急通行車両事前届出書」を提出させ、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けさせるものとされている。また、県は、武力攻撃災害発生時には、これらの運送事業者に県の指定場所までの搬送を依頼するものとされている。なお、これにより難しいときは、県の広域防災拠点等に集積させるものとされている。

② 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたことにより、現に飲料水に適する水を得られない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

ア 飲料水供給の方法

- ・ 市は、対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施するものとする。
- ・ 市（上下水道部）は、運搬給水基地又は非常用水源から拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努めるものとする。
- ・ 病院、救護所等へは、最優先で給水するものとする。

イ 水源及び給水量

- ・ 市（上下水道部）は、浄水場、配水池の水道施設の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応するものとする。
- ・ 市（上下水道部）は、武力攻撃災害発生から3日以内は1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できるだけ速やかに被災前の水準まで回復させるものとする。

内容 時系列	期間	1人あたり水量 (ℓ/日)	水量の用途内 訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	発災から3日間	3	生命維持のため最小限必要 量	自己貯水による利用と併せ水 を得られなかった者に対する 応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日目まで	3～20	調理、洗面等最 低限生活に必 要な水量	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織を中心とする 給水と応急拠点給水 ・仮設配管による給水 ・復旧した配水幹線・支線に 設置する仮設給水管からの 給水
	11日目から 20日目まで	20～100	最低限の浴用、 洗濯に必要な 水量	
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～被災前 水量	通常給水とほ ぼ同量	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設配管からの各戸給水 ・共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

ウ 給水応援

- ・ 市は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援を行うものとする。
- ・ 市は、必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして他の水道事業者等の応援を要請するものとする。

給水を必要とする人員

給水を必要とする期間及び給水量

給水する場所

必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

給水車借上げの場合は、その必要台数

その他必要な事項

- ・ 県は協定に基づき、被災地の近隣市町へ緊急応援を要請するものとされている。なお、対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊や日本水道協会等の関係団体に対して応援を要請するとともに連絡・調整にあたるものとされている。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

① 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の方法

ア 市は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あっせんを要請するものとする。

- ・ 供給あっせんを必要とする理由
- ・ 必要な緊急物資の品目及び数量

- ・ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- ・ 連絡先及び連絡担当者
- ・ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- ・ その他参考となる事項

イ 県は市から要請があった場合、又は必要と認める場合、あらかじめ供給協定を締結する業者などから緊急物資を供給斡旋するとともに、流通業界や石油業界に迅速な流通の確保を要請するものとされている。

ウ 県は、確保が困難な緊急物資について、他の都道府県や国（近畿経済産業局ほか）に供給あっせんを依頼するものとされている。

② 被服、寝具その他生活必需品の品目

給与又は貸与する主な品目は、一般に次のとおりであり、高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮するものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石鹸、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

エ 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

※ ほ乳ビン、生理用品、紙おむつ、車イス、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮するものとする。

(4) 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

① 救護所の設置

ア 市は、次の場合に救護所を設置するものとする。なお、県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置するものとされている。

- ・ 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- ・ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- ・ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

イ 市は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておくものとする。

ウ 市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止するものとする。

② 情報の収集及び提供

ア 情報の収集

- ・ 丹波地域医療情報センターは、二次保健医療圏内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市、市医師会等関係機関と連携しつつ、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関して情報を収集し、県に報告するものとされている。
- ・ 県及び災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）は、次の情報収集を行うこととされている。

医師会、歯科医師会に対する会員及び患者の被災状況の確認

被災地域並びにその近隣地域の診療可能状況及び空床状況の把握

近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認、把握
患者会等関係団体を通じた被災状況の確認

医療機関の水道、電気、ガスの確保、周辺道路の状況等に関する情報の収集

患者搬送等に係る県・神戸市等のヘリコプターの出動の可否

被災した医療機関及び要避難地域の医療機関から転送が必要な患者数の確認

- ・ 県は、医薬品等の確保について、次の情報収集を行うものとされている。
 - ・ 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会
 - ・ 調達可能な医薬品の種類・数量の確認

イ 情報の提供

- ・ 県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、報道機関の協力のもと、県民に対し、次の情報提供を行うものとされている。
 - ・ 医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時発着場の位置、連絡先等）の提供
 - ・ 市町に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）の提供
 - ・ 県民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）の提供
 - ・ 県民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報の提供
- ・ 県は、消防本部に対し、患者受入可能医療機関について周知するものとされている。

③ 救護班の派遣等

ア 県は、国又は市町から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うものとされている。

- ・ 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院機構病院、公的病院、その他の医療機関に対する救護班の編成及び被災地への派遣要請
- ・ 患者搬送等に係る県・神戸市等のヘリコプターの出動要請
- ・ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請
- ・ 自衛隊、管区海上保安本部に対する船艇・航空機による患者搬送の要請
- ・ 電気事業者に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請並びに水道事業者及びプロパン

ガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請

- ・ 厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請

イ 災害医療センターは、県の指示に基づき、救護班の派遣調整、患者搬送に関する待機要請を行うものとされている。夜間又は情報途絶時等において緊急に対応を要する場合は、県の指示を待たずに当該要請、調整等を行うものとし、対応後は速やかに県に報告するものとされている。

ウ 災害拠点病院は、状況により、自らの判断に基づき、救護班を派遣することができるものとされている。

エ 県は、医薬品の確保について、必要に応じて、次の要請を行うものとされている。

ア 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請

イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化学機器協会、日本医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請

④ 救護班の活動

ア 被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急処置、重症者の搬送の指示・手配等を行うものとされている。

イ 発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療を行うものとされている。

⑤ 災害拠点病院の活動

ア 武力攻撃災害が他の二次医療圏域で発生した場合

- ・ 被災圏域で対処できない患者の受入れ、救護班の派遣等を必要に応じて行うものとされている。
- ・ 広域災害・救急医療情報システム等を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、災害医療センター、各災害拠点病院と協力し、必要に応じた支援策を講ずるものとされている。

イ 武力攻撃災害が自らの二次医療圏域で発生した場合

- ・ 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たるものとされている。
- ・ 災害拠点病院の救急部長、外科部長を中心として選定・配置している災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について消防本部へ要請するものとされている。
- ・ 広域災害・救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請するものとされている。

⑥ 医療マンパワーの確保

被災地の県健康福祉事務所は、地域医療情報センター等と連携を図り、管内市町の被災状況や市町の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行うものとされている。

⑦ 患者等搬送体制

- ア 県は、県内の各消防本部及び県警察と情報交換を図りながら、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行うものとされている。
- イ 災害医療センターは、緊急に対応を要する場合は、県の指示を待たずに患者搬送に係る要請、調整を行い、対応後は速やかに県に報告するものとされている。
- ウ 県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう神戸市消防局、自衛隊、管区海上保安本部への要請、調整を行うものとされている。
- エ 災害医療センターは、ヘリコプターによる患者搬送等に当たって、被災地外から同乗できる医師の確保に努めるものとされている。
- オ 県は、被災地への医療従事者等の派遣について、ヘリコプターや船舶を活用するものとされている。
- カ 県は、必要に応じ、国、国立病院機構及び日本赤十字社に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼するものとされている。

⑧ 医薬品等の供給

ア 品目

市は、次の品目の医薬品を確保するものとする。特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮するものとする。

区 分	期 間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

イ 調達方法

- ・ 市は、救護所等で使用する医薬品を確保するものとする。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うものとする。
- ・ 県は、市で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給のあっせんを行うものとされている。
- ・ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会等との連携を強化するものとされている。
- ・ 県は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請するものとされている。

ウ 搬送、供給方法

- ・ 県は、搬送に当たっては、地域防災計画で定める緊急輸送路を活用するものとされている。
- ・ 販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の

確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行うものとする。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努めるものとする。

- ・ 県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請するものとされている。

⑨ 医療機関のライフラインの確保

ア 県は、医療機関への上水の提供について水道事業者と調整を行うとともに、透析医会を通じ、断水した透析医療機関を把握するものとされている。

イ 県は、市町と連携を図りながら、(社)兵庫県エルピーガス防災協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、都市ガス利用地域においても都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスが利用できるようガス設備の調整等について配慮を要請するものとされている。

ウ 県は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じるものとされている。

エ 県は、市町と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請するものとされている。

⑩ NBC攻撃の際に特に留意すべき事項

ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ・ 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行うよう要請するものとされている。
- ・ 内閣総理大臣から派遣された、放射線医学総合研究所、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、県対策本部のもとで、トリアージの実施、汚染・被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとされている。

イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、県は、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な対応を図るものとされている。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずるものとされている。
- ・ 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療機関及び地方公共団体への的確な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への適切な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。
- ・ 県警察及び消防機関等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努めるものとされている。

(5) 被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

① 市及び消防機関

ア 市及び消防機関は、職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の捜索、救出活動を行うものとする。

イ 市は、救出活動が困難な場合においては、県に対し、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請するものとする。

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を必要とする人員、資機材等
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ その他必要な事項

ウ 市及び消防機関は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

エ 知事は、県内の消防力に対応が困難な場合、消防庁長官に要請し、他の都道府県管内の消防機関の応援を求めるものとされている。なお、消防庁長官は、知事の要請を待つ暇がない場合、要請を待たずに応援のための措置を行うことを指示することができるものとされている。

② 県

県は、市町から要請のあった場合、又は必要と認める場合は、次の措置を講じるものとされている。

ア 県職員の派遣

イ 他の市町長に対する応援の指示

ウ 自衛隊に対する派遣要請

エ あらかじめ締結する協定に基づく関係機関への要請

オ 捜索、救出活動に関する総合調整

(6) 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

① 埋葬の方法

ア 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をもって行うものとする。

イ 市は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、埋火葬を実施するものとする。

ウ 県は、大規模な武力攻撃災害により多数の犠牲者が発生した場合には、市町からの要請に基づき、国等の協力を得て、埋火葬が速やかに実施できるように努めるものとされている。

② 広域火葬の実施

ア 県は、県内市町の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬の受入れを要請するものとされている。

イ 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に通知するものとされている。

ウ 市は、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送するものとする。

(7) 電話その他の通信設備の提供

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者の住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施するものとする。

② 市は、建築業者が不足し、又は建築資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼するものとする。

ア 被害戸数（半焼・半壊）

イ 修理を必要とする戸数

ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量

エ 派遣を必要とする建築業者数

オ 連絡責任者

カ その他参考となる事項

(9) 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して学用品を給与する。

① 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

② 学用品給与の方法

ア 市は、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達、配分を行うものとする。

イ 給与の対象となる児童生徒の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における学籍簿等を照合するなど、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努めるものとする。

(10) 死体の搜索及び処理

① 死体の搜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（死体）を搜索する。

ア 市等は、死体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡するものとする。

イ 管轄の警察署は、警察官が死体を発見したとき、又は死体があるという届出を受けたときは、死体見分その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市町長）に引き渡すものとするものとされている。

② 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施する。

ア 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供を内容とし、死者に遺族のない場合は、市が、死体の処理に必要な物資の調達から処理に関する全ての措置を実施するものとする。

イ 検案は、原則として救護班及び監察医において行うこととするが、民間の開業医によって行われた場合には、その医師に対して費用の限度内で実費を弁償するものとする。

ウ 県は、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び棺等を確保し、市町からの要請があればあっせんするものとされている。

(11) 障害物の除去

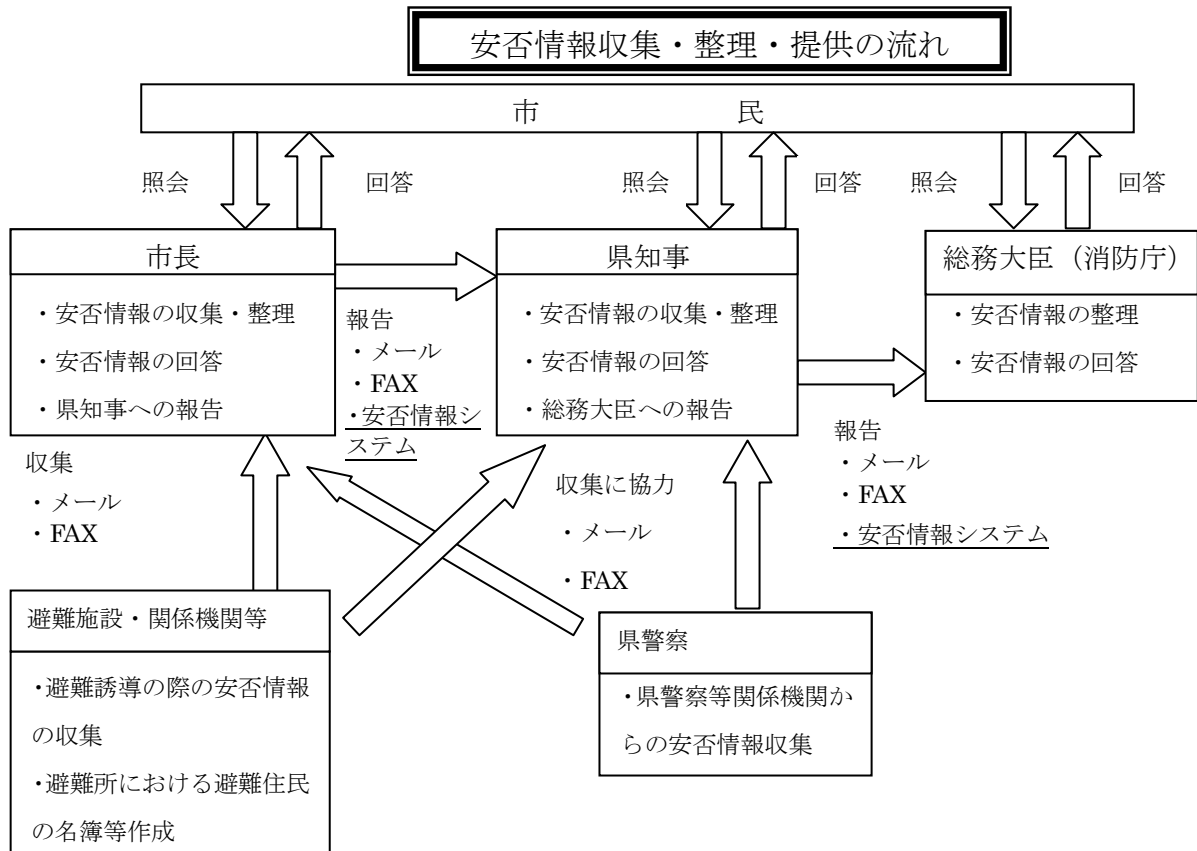
武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、

一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

- ① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去するものとする。
- ② 市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めるものとする。
 - ア 除去を必要とする住家戸数
 - イ 除去に必要な人員
 - ウ 除去に必要な期間
 - エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
 - オ 除去した障害物の集積場所の有無
 - カ その他参考となる事項

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



収集項目

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ① 氏名 | ② 出生の年月日 |
| ③ 男女の別 | ④ 住所 |
| ⑤ 国籍（日本国籍を有しないものに限る） | ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑦ 居所 | ⑧ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要なと認められる情報 | |

2 死亡した住民

(上記①～⑥に加えて)

⑩ 死亡の日時、場所及び状況

⑪ 死体の所在

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、その緊急性や必要性を踏まえて武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）等を適切に運用するとともに、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

収集にあたっては、止むを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設

置すると同時に住民に周知する。

- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

- ③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長が予め定める方法により本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（例）】

- 「〇〇、△△」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物の屋内に一時退避すること。
- 「〇〇、△△」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段がなく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する

機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

4 土地、建物の一時使用等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
(2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、

消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確

保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 被災地となっていない場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（風水害等対策編第3部（災害応急対策計画））等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 地域防災計画（風水害等対策編第3部（災害応急対策計画））等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（風水害等対策編第3部（災害応急対策計画））等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者はその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報する。
- ・ 実用発電用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣
 - ・ 試験研究用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合には、文部科学大臣及び国土交通大臣
- ③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、市民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

(7) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じ

た後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1. 当該措置を講ずる旨
2. 当該措置を講ずる理由
3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4. 当該措置を講ずる時期
5. 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集・報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で電子メール、FAX等によりその第一報を報告する。また、それ以後、判明したものの中から逐次報告する。
- ④ 市は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 健康対策

- ① 市は、避難先地域に対して避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 市は、巡回健康相談の実施にあたり、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状況の把握に努める。

(2) 感染症対策

- ① 市は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。
- ② 市は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋め立て又は焼却、し尿の処理、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など感染症対策を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して、保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は直ちに、あらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し、応急対策を実施する。
- ③ 市は、水道の各施設（取水、貯水、導水、送水、配水、給水施設）ごとに被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。
- ④ 市は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材が不足する場合には、水道担当部局と連携しつつ、

速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

(5) 栄養指導対策

- ① 市は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- ② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- ③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準(特例的な廃棄物処理基準及び委託基準)を定めるものとされている。
- ② 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において県に対し情報提供を行う。
- ③ 市は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ④ 市は、平素から既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきか検討する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。
- ③ 市は、以下の点に留意してがれき処理を実施する。
 - ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
 - イ がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置き場を確保する。
 - ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優

先的に撤去する。

エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

3 文化財の保護

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域内に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域内に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等（市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 物価の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

(2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。)に係る措置

市長は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売り渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置

市長は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての、規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を、災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者としての市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

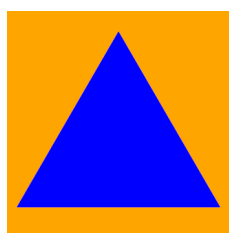
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

	（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイ

ドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して県と連携して当面の復旧の方向を定める。

(3) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により、市の管理する施設及び設備が被災した場合は、当該施設の被害の状況、周辺地域の状況等を考慮して迅速な復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

国民保護に関する用語集

あ行

【NBC攻撃】

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性があります。

【安定ヨウ素剤】

核兵器放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもので、甲状腺障害を防ぐために服用し、その効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きいものです。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有しています。

か行

【危険物質等】

引火もしくは爆発又は空気中への飛散もしくは周辺地域への流出により、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質で、政令で定めるものをいいます。具体的には、危険物、毒物・劇物、火薬類、高圧ガス、毒薬・劇薬などがあります。

【基本指針】

武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な指針のことをいいます。

【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

【緊急処理事態対処方針】

緊急処理事態に至ったときに政府が定める対処方針のことをいいます。

【緊急対処保護措置】

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止するまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいいます。具体的には、住民の避難、避難住民等の救援、緊急対処事態における災害への対処などがあります。

【国民保護法】

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めています。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定しています。

【国民保護計画】

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画です。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっています。

【国民保護業務計画】

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画です。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めます。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっています。

【国民保護措置】

対処基本方針が定められてから廃止するまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国

民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいいます。具体的には、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などがあります。

さ行

【指定行政機関】

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されています。

【指定地方行政機関】

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されています。

【指定公共機関】

水資源機構をはじめとする独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。

【指定地方公共機関】

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公益的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。

【生活関連等施設】

ダム、発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいいます。

【道路啓開】

道路上の障害物の除去、路面陥没等の修復等により通行ができるようにすることをいいます。

【ダーティーボム】

ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプのテロ兵器のことをいいます。

【対処基本方針】

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいいます。

【対処措置】

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがあります。

【特殊標章】

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章をいいます。ジュネーブ諸条約第一追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしています。

この国際的な特殊標章は文民保護標章と呼ばれ、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としています。

【トリアージ】

災害医療等において、大事故、大規模災害など多数の傷病者が発生した際において、重症度と緊急性によって救命の順序を分別する方法のことをいいます。

【避難施設】

住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設で、あらかじめ知事が指定するものをいいます。

【武力攻撃】

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

【武力攻撃事態対処法】

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」です。平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に施行されました。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めています。

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義しています。

篠山市国民保護計画

資料編

篠山市国民保護計画 資料編 目次

【連絡先一覧 1】指定地方行政機関（武力攻撃事態法第 2 条第 5 号）	1
【連絡先一覧 2】自衛隊	1
【連絡先一覧 3】指定公共機関（武力攻撃事態法第 2 条第 6 号）	2
【連絡先一覧 4】指定地方公共機関(国民保護法代 2 条第 2 項)	3
【連絡先一覧 5】内閣府・消防庁	3
【連絡先一覧 6】兵庫県	4
【連絡先一覧 7】近隣市町	5
【連絡先一覧 8】防災協定機関	5
【連絡先一覧 9】関係団体・企業等	5
【連絡先一覧 10】医療機関	7
【連絡先一覧 11】社会福祉施設	8
【連絡先一覧 12】交通機関等（指定公共機関、指定地方公共機関を除く）	9
【連絡先一覧 13】市出先機関	9
【連絡先一覧 14】高等学校・中学校・小学校・幼稚園	11
【連絡先一覧 15】新聞報道機関	13
災害時優先電話番号一覧	13

【連絡先一覧1】指定地方行政機関（武力攻撃事態法第2条第5号）

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
近畿管区警察局	大阪市中央区大手前 2-1-22	06-6943-1234
近畿総合通信局	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階	06-6942-8558
近畿財務局 神戸財務事務所	神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎7階	078-391-6941
近畿厚生局	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館3階	06-6942-2241 (FAX)06-6946-1500
兵庫労働局 (伊丹労働基準監督署)	伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-6224
近畿農政局 (川代ダム管理所) (神戸地域センター)	篠山市大山下 353-1 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎	596-0906 078-331-9941
近畿中国森林管理局 (篠山森林事務所)	篠山市大沢 253-6	594-0004
近畿経済産業局 (神戸通商事務所)	神戸市中央区近辺通 5-1-14	078-221-7901
近畿地方整備局 (姫路工事事務所)	姫路市北条 1-250	0792-82-8211
近畿運輸局 (兵庫陸運支局)	神戸市東灘区魚崎浜町 34-2	078-453-1106 (FAX)078-431-8761
大阪航空局 (大阪空港事務所)	豊中市蛍池西町 3-371	06-6843-1121
大阪管区气象台 (神戸海洋气象台)	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎内	078-222-8907

【連絡先一覧2】自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 第3特科隊第3中隊	姫路市峰南町 1-70	0792-22-4001~2 (FAX)0792-22-4001
陸上自衛隊 第8高射特科群(本部) (第340高射中隊)	小野市桜台 1 ※FAXを送信するには、交換手に FAX 内線番号を告げ、その後送信する。	0794-66-7301 内線 236 (FAX) 内線 430 内線 231
自衛隊兵庫地方協力本部	兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 神戸 第2地方合同庁舎 別館 4F	078-331-9896(代表) FAX 078-331-5846

【連絡先一覧 3】 指定公共機関（武力攻撃事態法第 2 条第 6 号）

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
郵便事業株式会社神戸支店 (篠山郵便局)	神戸市中央区栄町通 6-2-1 北新町 99	078-360-9534 552-0050
日本銀行 (神戸支店)	神戸市中央区京町 81	078-334-1111 (FAX)078-325-2095
日本赤十字社 (兵庫県支部) (柏原赤十字病院)	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5 丹波市柏原町柏原 259-1	078-241-9889 0795-72-0555
日本放送協会 (神戸放送局)	神戸市中央区中山手通 2-24-7	078-252-5000
西日本高速道路株式会社 (関西支社) (丹南篠山口料金所)	茨木市岩倉町 1-13 篠山市杉 180	06-6344-8888 (FAX)06-6344-9244 594-2975
西日本旅客鉄道株式会社 (福知山支社) (篠山口鉄道部)	福知山市天田 118-1 篠山市大沢 248-3	0773-22-9068 594-3543
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店)	神戸市中央区海岸通 11	(平日昼間)078-393-9191 (夜間・土休日) 113
大阪ガス株式会社 (導管事業部兵庫導管部)	神戸市中央区港島中町 4-5-3	0120-7-94817
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (神戸支店)	神戸市中央区小野柄通 4-1-22	078-231-6702
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株 式会社	東京都千代田区大手町 2-3-5 大手町ビル本館6F	0570-03-9909
ソフトバンクモバイル株式会 社	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビル	03-6889-6601
日本通運株式会社 (神戸支店)	神戸市中央区浜辺通 4-1-21	078-252-2011
KDDI 株式会社 (関西総支社)	大阪市中央区城見 2-2-72	06-6944-7204
関西電力株式会社 (神戸支店) (三田営業所)	神戸市中央区加納町 6-2-1 三田市福島字宮野前 501-26	078-391-7211 563-3107 (FAX)550-0016
阪急バス株式会社 (猪名川営業所)	猪名川町白金 1-1-2	072-766-3912

【連絡先一覧４】指定地方公共機関（国民保護法第２条第２項）

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
神姫バス株式会社 (三田営業所)	三田市ゆりのき台 6-2	079-565-5711
神姫グリーンバス株式会社 (篠山営業所)	篠山市糯ヶ坪 24-1	552-1157
社団法人兵庫県トラック協会 (丹有支部) (丹有地区輸送事業協同組合)	三田市福島梶谷前 61-1 三田市福島梶谷前 61-1	079-567-1188 079-567-1188
株式会社ラジオ関西	神戸市中央区東川崎町 1-5-7	078-362-7373 (FAX)078-362-7404
株式会社サンテレビジョン (丹波総局)	丹波市柏原町柏原 24 (神戸新聞丹波総局内)	0795-72-0540
兵庫エフエム放送株式会社	神戸市中央区波止場町 5-4	078-322-1001 (FAX)078-322-1007
社団法人兵庫県医師会	兵庫県神戸市中央区磯上通 6 丁目 1 番 11	078-231-4114
一般社団法人兵庫県エルピー ガス協会 (摂丹支部)	神戸市中央区中山手通 7-28-33 兵庫県立産業会館内 篠山市大沢字岩鼻ノ坪 235 伊丹産業(株)篠山工場内	078-361-8068 (FAX)078-361-8069 594-1181 (FAX)594-2781

【連絡先一覧５】内閣府・消防庁

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
内閣府	東京都千代田区永田町 1-6-1	(代)03-5253-2111
消防庁	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(代)03-5253-5111
平常時 (災害等応急対策室)		03-5253-7527 (FAX)03-5253-7537
夜間平日(宿直室)		03-5253-7777 (FAX)03-5253-7553

【連絡先一覧6】兵庫県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
県庁	神戸市中央区下山手通 5-10-1	(代)078-341-7711
企画県民部災害対策局 災害対策課		(時間内)078-362-9988 078-362-9982 (時間外・休日)078-632-9900 (FAX)078-362-9911
兵庫県広域防災センター 兵庫県消防学校	三木市志染町御坂 1-19	(代)0794-87-2920 (FAX)0794-87-2925
人と防災未来センター	神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2	078-262-5050
兵庫県消防防災航空隊	神戸市中央区港島中町 8-1	078-303-1192
神戸市消防局警防部司令課	神戸市中央区加納町 6-5-1	(へ)要請専用)078-331-0986 078-325-8529
兵庫県柏原総合庁舎	丹波市柏原町柏原 688	(代)0795-72-0500
(丹波県民局)	総務企画室 企画防災課	(夜間)0795-73-3727 (FAX)0795-72-3077
	丹波健康福祉事務所	(夜間)0795-73-3759 (FAX)0795-73-0259
	丹波農林振興事務所	(夜間)0795-73-3789 (FAX)0795-72-4063
	丹波土木事務所	(夜間)0795-73-3826 (FAX)0795-73-0034
兵庫県篠山庁舎	篠山市郡家 451-2	※代表番号なし
(丹波県民局)	篠山健康福祉事務所	(直通)552-7456 (FAX)552-5852
	篠山土地改良事務所	(直通)552-7417 (FAX)552-5576
丹波教育事務所	篠山市郡家 451-2 兵庫県篠山庁舎内	552-7489 (FAX)552-6034
篠山警察署	篠山市郡家 403-18	552-0110

【連絡先一覧 7】近隣市町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
丹波市役所	丹波市氷上町成松 1	0795-82-1001
西脇市役所	西脇市郷瀬町 605	0795-22-3111
三田市役所	三田市三輪 2-1-1	563-1111
猪名川町役場	猪名川町上野字北畑 11-1	072-766-0001
加東市役所	加東市社 50	0795-42-3301
能勢町役場	能勢町宿野 28	072-734-0001
福知山市役所	京都府福知山市宇内記 13-1	0773-22-6111
南丹市役所	南丹市園部町小桜町 47	0771-68-0001
京丹波町役場	丹波町字蒲生小字八ツ谷 62-6	0771-82-0200

【連絡先一覧 8】防災協定締結団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
篠山市建設工業協同組合	篠山市立町 196-1	552-0563
篠山市薬業会	篠山市二階町 70 (布袋堂薬局内)	552-0139
丹波ささやま農業協同組合	篠山市大沢竹安の坪 438	594-1121
西山寛商事(株)	福知山市駅前町 41-2	0773-22-0200
株さとう	福知山市宇上紺屋 15	0773-22-0001
篠山市建設事業組合	篠山市垣屋 159-2	079-593-0277
篠山市管工事事業組合	篠山市池上 266	079-552-5048
兵庫県電気工事工業組合 丹有支部篠山地区	篠山市池上 239	079-552-5048
近畿コカ・コーラボトリング 株式会社	大阪府摂津市千里丘 7-9-31	06-6330-2222
NPO 法人コメリ災害対策センタ ー	新潟市南区清水 4501-1	025-371-4185
セツカートン(株)	兵庫県伊丹市東有岡 5-33	072-784-6001

【連絡先一覧 9】関係団体・企業等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
篠山市社会福祉協議会	篠山市網掛 301	590-1112
篠山市商工会	篠山市二階町 5-8-2	554-1678
篠山市同和教育推進協議会	篠山市宮田 240	593-1260
篠山土地改良協議会	篠山市北新町 41	552-1180
日本ガス協会 (近畿部会)	大阪市中央区平野町 4-1-2 大阪ガスビル内	06-6205-4687 (FAX)06-6204-1669
篠山都市ガス(株)	篠山市東新町 121-2	552-2210

篠山市ボランティアセンター	篠山市網掛 301	590-1112
社団法人兵庫県プロパンガス協会 摂丹支部篠山地区会	篠山市大沢字岩鼻ノ坪 235 伊丹産業(株)篠山工場内	594-1181 (FAX)594-2781

【連絡先一覧10】医療機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(社)篠山市医師会	篠山市黒岡 191(市民センター内)	552-8225
(社)兵庫県看護協会	(未定)	
篠山市休日診療所	篠山市黒岡 191(市民センター内)	552-8910
県立柏原病院	丹波市柏原町柏原 5208-1	0795-72-0524
柏原赤十字病院	丹波市柏原町柏原 259-1	0795-72-0555
後川診療所	篠山市後川上 477-1	556-3735
東雲診療所	篠山市小田中 220-2	558-0053
草山診療所	篠山市本郷 108-1	592-0011
今田診療所	篠山市今田町今田新田 17-1	590-3050
兵庫医科大学ささやま医療センター	篠山市黒岡 5	552-1181
山鳥病院	篠山市福住 399	557-0005
小嶋医院	篠山市北 46-5	590-2350
渡辺医院	篠山市東新町 80	552-0171
速水医院	篠山市立町 30	552-0344
丸尾医院	篠山市河原町 158	552-0002
本山医院	篠山市西町 52-3	552-0779
平野外科医院	篠山市乾新町 98	552-0189
河合医院	篠山市北新町 71-1	552-0308
波部医院	篠山市日置 140	556-2008
小島内科クリニック	篠山市西本荘 448	556-2800
ベテスダクリニック	篠山市大熊 64	552-6007
馬嶋医院	篠山市北新町 79-2	552-0103
岡本病院	篠山市東吹 1015-1	594-1616
にしき記念病院	篠山市西谷 575-1	593-1352
西井外科	篠山市波賀野新田 135	595-0221
建井医院	篠山市東吹 911-5	594-0569
中野医院	篠山市宇土 355-1	594-2211
石井医院	篠山市北野新田 60-1	596-0003
西井医院	篠山市今田町市原 89	597-2014
河合整形外科	篠山市黒岡 182	552-6244
中道歯科医院	篠山市立町 35-1	552-8148
小嶋歯科医院	篠山市立町 139-1	552-3195
井塚歯科医院	篠山市呉服町 35	552-3393
天野歯科医院	篠山市上宿 320-1	556-2123
おおぎや眼科	篠山市黒岡 186-1	552-8100

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
あしだ内科医院	篠山市大沢 428	590-1500
小徳整形外科	篠山市大沢 371-1	590-1510
中道歯科医院	篠山市藤之木大字的堂 475	557-0881
多幡歯科	篠山市黒岡 207-6	552-7718
田中歯科医院	篠山市古市 73	595-0032
杉本歯科医院	篠山市大沢 383-1	594-0063
増田歯科医院	篠山市網掛 394-1	594-2055
仲田歯科医院	篠山市東吹 343-3	594-2001
荒木歯科医院	篠山市北 43-1	594-2855
おぎの歯科医院	篠山市大沢 20 大杉ビル2F	590-2270
にしき歯科医院	篠山市宮田 232-1	593-1198
有本歯科医院	篠山市郡家 896	552-8282
紀洋会耳鼻咽喉科診療所	篠山市東吹 507-1	590-1525
タマル産婦人科	篠山市東吹 404-1	590-1188
もりぐち歯科クリニック	篠山市八上上 112-1	556-3918
芦田皮膚科	篠山市黒岡字古池ノ坪 187-1	552-8300
砂山内科クリニック	篠山市東吹 1828-1	594-5677
栖田内科	篠山市黒岡 184	552-0338
北歯科医院	篠山市東岡屋 277-3	552-4182
歯科 石井医院	篠山市黒田 817	593-0001

【連絡先一覧 11】社会福祉施設

機関名	所在地	電話番号
介護老人福祉施設		
特別養護老人ホーム 山ゆりホーム	篠山市福住 740	557-1158
特別養護老人ホーム 和寿園	篠山市高屋 19-2	593-1396
特別養護老人ホーム やすらぎ園	篠山市味間奥 833-3	594-3333
特別養護老人ホーム 篠山すみれ園	篠山市今田町釜屋 35	590-3111
介護老人保健施設等		
老人保健施設 咲楽荘	篠山市東吹 976-1	590-2121
兵庫医科大学 ささやま老人保健施設	篠山市黒岡 36	552-6840
デイサービス		
(医)土筆記念厚生会 篠山ケアセンター	篠山市宇土 355-1	590-1600
篠山市 西紀デイサービスセンター	篠山市宮田 216	593-0896
篠山東デイサービスセンター	篠山市小田中 172-1	558-0080
今田デイサービスセンター	篠山市今田町今田新田 19-1	597-3221
デイサービスセンター さくらんぼ	篠山市井ノ上 167-3	555-2211

機関名	所在地	電話番号
NPO 法人風和	篠山市宮ノ前 264	556-2258
特別養護老人ホームやすらぎ園	篠山市味間奥 833-3	594-3333
特別養護老人ホーム和寿園	篠山市高屋 19-2	593-1396
デイサービスセンターのぞみ	篠山市乾新町 63-1	554-1101
(医)大澤会デイサービス篠山こもれび	篠山市般若時 732	554-3933
JA 丹波ささやま通所介護施設ほほえみ	篠山市東新町 214-6	554-2515

【連絡先一覧 1 2】交通機関等（指定公共機関、指定地方公共機関を除く）

(1)バス

機関名	所在地	電話番号
京阪京都交通(株) (本社及び亀岡営業所)	亀岡市古世町向嶋 10	0771-22-3434
大上観光バス株式会社	篠山市今田町下立杭7-2	079-597-3802
にしき観光	篠山市下板井429	079-593-1210
日本交通株式会社	篠山市大沢165	079-594-4056
みらい観光	篠山市福住367-102	079-554-5990
夢観光バス	篠山市立町41	079-552-3566

(資料:総務部総務課調べ)

(2)タクシー

機関名	所在地	電話番号
(有)高田タクシー	篠山市乾新町 35-6	552-1144
日本交通(株) (篠山営業所)	篠山市大沢 165	594-1188 (FAX)594-4055

(資料:総務部総務課調べ)

(3)レンタカー

機関名	所在地	電話番号
カンキレンタカー	篠山市大沢 179	594-0885
篠山レンタカー	篠山市八上下 38-1	552-3444
ミツワレンタカー	篠山市味間新 56-1	594-3102

(資料:総務部総務課調べ)

【連絡先一覧 1 3】市出先機関

(1)政策部関係

施設名	所在地	電話番号
チルドレンズミュージアム	篠山市小田中 572	554-6000

(資料:政策部調べ)

(2)市民生活部関係

施設名	所在地	電話番号
あさぎり苑	篠山市西岡屋 748	552-0410

篠山市清掃センター	篠山市大山下 168-2	596-0844
篠山市営斎場	篠山市栗柄 1155	590-8200
畑ふれあい館	篠山市菅 239-6	552-4401
日置ふれあい館	篠山市西荘 202	556-2850
西紀ふれあい館	篠山市川西 70	593-0093
味間ふれあい館	篠山市中野 28	594-1003
古市ふれあい館	篠山市牛ヶ瀬 78-1	594-1001
丹南児童館	篠山市中野 28	594-1003

(資料:市民生活部調べ)

(3)保健福祉部関係

施設名	所在地	電話番号
障害者総合支援センター スマイルささやま	篠山市東沢田 240-1	554-2073
精神障害者地域生活支援センター	篠山市東沢田 240-1	554-2073
東部地域包括支援センター	篠山市小田中 220	558-0324
西部地域包括支援センター	篠山市網掛 301	594-3776
丹南健康福祉センター	篠山市網掛 301	594-1117
篠山デイサービスセンター	篠山市小田中 172-1	558-0080
今田老人福祉センター 今田デイサービスセンター	篠山市今田町今田新田 19-1	597-3221

(資料:保健福祉部調べ)

(4)上下水道部関係

施設名	所在地	電話番号
西新町浄水場	篠山市西新町 200	552-0241

(資料:上下水道部調べ)

(5)教育委員会関係

施設名	所在地	電話番号
中央公民館	篠山市網掛 429	594-1180
中央公民館城東分館	篠山市日置 385-1	556-3171
B&G海洋センター	篠山市日置 385-1	556-3172
篠山総合スポーツセンター	篠山市郡家 451-1	552-8681
西紀運動公園	篠山市西谷 602	590-8118
中央図書館	篠山市西吹 88-1	590-1301
たんば田園交響ホール	篠山市北新町 41	552-3600
四季の森生涯学習センター	篠山市網掛 429	594-1180
さぎそうホール	篠山市今田町今田新田 14-1	597-2255

歴史美術館	篠山市呉服町 53	552-0601
篠山城大書院	篠山市北新町 2-3	552-4500
安間家史料館	篠山市西新町 95	552-6933
青山歴史村	篠山市北新町 48	552-0056
たかしろ保育園	篠山市糯ヶ坪甲 108-1	552-2402
城東保育園	篠山市日置 445-1	556-2300
にしき保育園	篠山市乗竹 729-1	593-0144
味間保育園	篠山市味間新 315	594-0181
今田保育園	篠山市今田町下小野原字北山 72-1	597-2200

(資料:教育委員会調べ)

【連絡先一覧 1 4】 高等学校・中学校・小学校・養護学校・幼稚園

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
篠山鳳鳴高校	篠山市大熊 369	552-0047
篠山産業高校	篠山市郡家 403-1	552-1194
篠山東雲高校	篠山市福住 1260	557-0039
篠山産業高校丹南校	篠山市南矢代 602	595-0007
篠山中学校	篠山市東沢田 224	552-1155
篠山東中学校	篠山市泉若林 1-1	556-3781
西紀中学校	篠山市宮田 175	593-0032
丹南中学校	篠山市味間新 192	594-1164
今田中学校	篠山市今田町今田新田 11	597-3160
篠山小学校	篠山市北新町 5	552-0069
八上小学校	篠山市糯ヶ坪 89	552-0598
畑小学校	篠山市畑宮 324-2	552-0236
城北小学校	篠山市黒岡 89	552-0462
岡野小学校	篠山市東浜谷 531	552-0553
城東小学校	篠山市日置 162	556-2034
福住小学校	篠山市福住 342	557-0027
村雲小学校	篠山市草ノ上 108	558-0116
大芋小学校	篠山市中 500	558-0014
西紀南小学校	篠山市黒田 186	593-0028
西紀小学校	篠山市乗竹 650	593-0024
西紀北小学校	篠山市本郷 123	592-0007
大山小学校	篠山市大山新 100	596-0013
味間小学校	篠山市味間新 97-3	594-0019
城南小学校	篠山市小枕 120	594-0728
古市小学校	篠山市波賀野新田 74	595-0019

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
今田小学校	篠山市今田町下小野原 61	597-2019
篠山養護学校	篠山市沢田 120-1	552-5237
篠山幼稚園	篠山市北新町 5	552-2437
八上幼稚園	篠山市糯ヶ坪甲 89	552-6236
たまみず幼稚園	篠山市黒岡 89	552-3171
岡野幼稚園	篠山市東浜谷 531	552-6233
かやのみ幼稚園	篠山市日置 162	556-2565
たき幼稚園	篠山市福住 342	557-0112
西紀みなみ幼稚園	篠山市黒田 186	593-1600
西紀きた幼稚園	篠山市本郷 159	592-0034
大山幼稚園	篠山市大山新 99	596-0099
味間幼稚園(すみよし園)	篠山市味間新 64-1	594-2259
味間幼稚園分園(おとわ園)	篠山市味間新 315	594-0026
城南幼稚園	篠山市小枕 140-2	594-4193
古市幼稚園	篠山市波賀野新田 74-1	595-0889
今田幼稚園	篠山市今田町今田 1-3	597-2303

※畑小学校と城北小学校は平成 25 年 4 月 1 日に統合予定。

(資料:教育委員会調べ)

【連絡先一覧 15】 新聞報道機関

機関名	所在地	電話番号
朝日新聞 (篠山支局)	篠山市東岡屋 60-4	552-7180 (FAX) 552-7183
毎日新聞 (丹波通信部)	篠山市郡家 70「ささやま 24」201 号	552-0388 (FAX) 552-0889
読売新聞 (柏原通信部)	丹波市柏原町田路 195-26	0795-72-0570 (FAX) 0795-73-0185
産経新聞 (豊岡支局)	豊岡市幸町 13-208	0796-22-6151 (FAX) 0796-29-2338
神戸新聞 (丹波総局) (篠山支局)	丹波市柏原町小南 48-1 篠山市呉服町 22	0795-72-0540 (FAX) 0795-72-2199 552-0025 (FAX) 552-0026
丹波新聞 (本社) (篠山支局)	丹波市柏原町柏原 201 篠山市大沢 2-6-3	0795-72-0530 (FAX) 0795-72-1956 506-4338 (FAX) 506-1612

災害時優先電話番号一覧

番号	対象機関		電話番号	番号	対象機関		電話番号
1	庁舎	篠山市役所	552-1114	36	幼稚園	たまみず幼稚園	552-3171
2		篠山市役所	552-5112	37		岡野幼稚園	552-6233
3		城東支所	556-3112	38		かやのみ幼稚園	556-2565
4		多紀支所	557-1162	39		たき幼稚園	557-0112
5		西紀支所	593-1115	40		西紀きた幼稚園	592-0034
6		西紀支所	593-1116	41		西紀みなみ幼稚園	593-1600
7		丹南支所	594-1134	42		大山幼稚園	596-0099
8		丹南支所	594-1135	43		味間幼稚園(すみよし園)	594-2259
9		今田支所	597-3113	44		味間幼稚園(おとわ園)	594-0026
10		今田支所	597-3114	45		古市幼稚園	595-0889
11	学校	篠山小学校	552-0069	46	保育園	城南幼稚園	594-4193
12		八上小学校	552-0598	47		今田幼稚園	597-2303
13		畑小学校	552-0236	48		たかしろ保育園	552-2402
14		城北小学校	552-0462	49		かやのみ保育園	556-2300
15		岡野小学校	552-0553	50		にしき保育園	593-0144
16		城東小学校	556-2034	51		味間保育園	594-0181

17		福住小学校	557-0027	52		今田保育園	597-2200
18		村雲小学校	558-0116	53	診療所	後川診療所	556-3735
19		大芋小学校	558-0014	54		東雲診療所	558-0053
20		西紀南小学校	593-0028	55		草山診療所	592-0011
21		西紀小学校	593-0024	56		今田診療所	590-3050
22		西紀北小学校	592-0007	57		公民館	市民センター
23		大山小学校	596-0013	58	中央公民館		594-1180
24		味間小学校	594-0019	59	城東公民館		556-3171
25		古市小学校	595-0019	60	消防	篠山市消防本部	594-1119
26		城南小学校	594-0728	61	その他	たんば田園交響ホール	552-3600
27		今田小学校	597-2019	62		篠山保健センター	558-0325
28		篠山中学校	552-1155	63		丹南健康福祉センター	594-1117
29		篠山東中学校	556-3940	64		川代体育館	594-0711
30		西紀中学校	593-0032	65		ハートピアセンター	557-1177
31		丹南中学校	594-1164				
32		今田中学校	597-3160				
33		篠山養護学校	552-5237				
34	幼稚園	篠山幼稚園	552-2437				
35		八上幼稚園	552-6236				

篠山市国民保護計画

平成 19 年 3 月作成

平成 25 年 3 月改訂

編集発行 篠山市国民保護協議会

(篠山市市民生活部市民安全課)

〒669-2397 兵庫県篠山市北新町 41 番地

電話：(079) 552-1116

FAX：(079) 554-2332
